

令和6年度第2回長崎県公共事業評価監視委員会

日 時：令和6年8月2日（金）

10時30分～16時19分

場 所：サンプリエール 5階エトワール

— 午前10時30分 開会 —

1. 開 会

○事務局（金子） 定刻になりましたので、ただいまから、令和6年度第2回長崎県公共事業評価監視委員会を開会いたします。

私は、本日の進行を務めさせていただきます土木部建設企画課の金子でございます。よろしくお願いいたします。これより後は着座にて進めさせていただきます。

本日の委員会の出席者数でございますが、事前に村上委員からご欠席との連絡を受けており、全7名のうち6名と過半数の委員の方に出席をいただいておりますので、長崎県政策評価条例第11条第2項の規定により、本委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

本日お配りしております資料の確認をお願いします。ホッチキスどめの議事次第、ファイル1冊となっております。不足はございませんでしょうか。

なお、ご案内のとおり、審議案件の内容を踏まえ、今年度は2回に分けて委員会を開催することとしております。

本日の審議対象は、再評価の対象となる土木部の河川課、砂防課、住宅課の所管事業でございます。

ここからは友広委員長に議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

1－1 開会挨拶

1－2 審議方法の説明

○友広委員長 おはようございます。委員の皆様には、大変暑い中、そしてまた、ご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

先ほど、事務局からご説明がございましたとおり、本日は第2回目の委員会でございます。再評価の対象となる事業の対応方針についてご審議をお願いするところでございますので、よろしくお願いいたします。後、着座して進めさせていただきます。

2. 委員会審議

○友広委員長 それでは、議題2、委員会審議に入ります。

審議を効率的に行うため、審議対象事業を事前に一括審議と個別審議に分けております。まず、一括審議対象事業の審査から行い、次に個別審議に分けて行っていききたいと思います。

ておりますので、よろしくお願いいたします。

また、現地調査等の詳細審議が必要と判断された場合は、それぞれの審議の中で委員さんからその都度お申し出いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、事業者にお願いいたしますが、ポイントを押さえて正確かつ簡明な説明、回答をお願いして委員会審議にご協力をお願いいたします。

2-1 再評価対象事業の説明及び審議

○友広委員長 早速、議題 2-1 再評価対象事業の説明及び審議に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（入江） 事務局から審議方法についてご説明させていただきます。

先ほどもご案内のとおり、今回の審議対象は、再評価の河川課、砂防課、住宅課の所管事業で、計 16 事業となっております。これを一括審議と個別審議に分けてご審議いただくこととしております。

再評価の個別審議の選定方法でございますが、各事業実施主体が選定ルールを基に「一括・個別審議（原案）」を作成しております。事務局が取りまとめました「再評価対象事業一括・個別（原案）一覧表」を作成し、これとともに委員会前に事前に各委員の方へ各事業の個別の概要説明を行っておりまして、各委員へ提示し、各委員から 1～2 件を目安に個別審議の意見をいただいております。このご意見を基に事務局にて個別審議の案件を選定し、最終的に選定結果を提示して、もし異議があれば、その事業を個別審議に追加するという形で選定しております。

一括・個別審議原案を選定するルールでございますが、対応方針が中止、休止、見直し継続の事業、費用対効果が 1.1 未満の事業、事業進捗率が計画の進捗率を 20%以上下回る事業、年度平均予算が 5 億円以上の大規模な事業、そのほか社会経済情勢等の変化から大幅な変化があるような事業、再評価の理由が事業採択後 5 年未着手の事業などにつきましては、一旦自動的に個別審議の原案として委員へお示しをしております。それ以外の事業につきましては一括審議ということで、最終的に一括審議が 12 事業、個別審議が 4 事業の、今回ご審議いただくのが合計 16 事業となっております。

以上でご説明を終わります。

○友広委員長 今、事務局から一括審議対象事業について説明がございました。一括審議は 12 事業ございますので、審議しやすいように、〈別記 6〉一覧表の 1 ページ目の河川-1 から 3、それから 2 ページ目の砂防-1 から 4 までの白抜きの事業について、ご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。

○大嶺副委員長 砂防-1 で矢の平川ですね。私、別件があってここの矢の平川の砂防の見学に行ったことがあるんですけど、この計画を見ると、かなり岩盤が固くて、それに費用が追加されている。現地に行ったら思った以上に硬い地層があって、本当ならそこまで大規模な工事が必要だったのかなという気もしたんですけど、事前の調査でどれぐらい、ボーリングとか、どこまで工事が必要かというのが調査されていたのか、分ければお願いします。

○砂防課（菅崎） 基本的に砂防堰堤の工事をするためには、本体部で5本程度のボーリング調査を考えていまして、本体の横方向に3本と、上下流に1本ずつということで調査をさせていただいております。その時点で岩盤があることは把握していたんですけども、想定していた以上に硬かったということで工法を変えざるを得ない事態が生じたということで、今回、大きな金額が増額になっております。

○大嶺副委員長 硬い場合でも予定どおり同じ範囲の工事が行われるということでよろしいでしょうか。

○砂防課（菅崎） はい、同じです。

○大嶺副委員長 分かりました。

○友広委員長 ほかにございませんか。

○中村委員 河川－2についてお伺いしたいんですけども、今回の事業費の見直しと事業期間の見直しの理由として地下水の影響調査が必要となって、後、慎重に施工されるために事業費の追加と期間の延長を予定されていると思うんですが、実際に事業を進めていくに当たって大きく影響があった場合に具体的にどう対応されていくのか。また、その状況によって、さらに費用や期間のさらなる変更の可能性があるのかどうかをお伺いしたいです。

○対馬振興局河港課（今泉） 地下水調査等で何か影響があった場合というのは、影響があった事実をまた調査をいたしまして、その調査の結果、補償していくかどうかの対応をしていくことになります。

また、今回、6億円、土留工によって増加することになっているんですが、今回も施工している途中で、こういった対応が必要となることが判明したので、また今後、そういった予期せぬ事態があれば、工事に何かしら追加が発生する可能性が出てくることになります。

○友広委員長 ほかにございませんか。

○狩野委員 河川－1ですけども、9ページの費用対効果、B/Cのところ、効果・便益の今回の評価に当たって、前回評価と比較して255億増加、かなりの額が増加をしている。プラス要因のところに治水経済調査マニュアルの改定、資産評価単価及びデフレーター改定と記載があるんですけども、少し具体的に教えていただければと思います。

○河川課（池田） 河川事業の費用対効果を算出するマニュアルとして治水経済調査マニュアルというものがございまして、そのマニュアルの改定が令和2年4月にあっております。その際に近年の水害のデータを基に被害率等の変更・改定がっております。

被害率ですが、家屋や家庭用品等の被害額の上昇ではなく、被害評価額に掛ける被害を受ける率が上昇しております。具体的に例を挙げますと、床上浸水50cm以上1m未満という区分では約1.6倍、50cm未満の床上浸水では約2.1倍という上昇がっております。これにより便益が増えたということでB/Cの上昇がっております。

江ノ浦川は、河川の周辺に農地が多く存在しておりまして、この改定の際に農地や農業用施設の被害額の算定方法も変更になっておりまして、改定以前は一律に一般資産の被害額の何%という算出方法だったんですけども、改定後は現地の実際の農地の面積から被

害額を算出する方法に変わっておりまして、江ノ浦川では著しい大幅な上昇がっております。

以上です。

○友広委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○友広委員長 それでは、次に 3 ページの砂防-6 から 4 ページの砂防-11 までについてご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

○大嶺副委員長 どれというわけでもないんですけど、例えば砂防-6 でも地すべり対策としてよく用いられる水抜き対策というのが、これだけじゃなくて、ほかのところにもよく使われていると思うんですけど、例えば、事前にこれぐらいの水位があって、これぐらい水が抜けるというのを予想しながら計画を立てて実際に施工が行われると思うんですけど、それが本当に効果があるのかどうかというのが、どの程度効果的だったのか。この砂防-6 じゃなくてもいいですけど、全般的な話で実際にお金をかけても効果が結構あるものなのか、あるいはやっぱり水抜きとか、うまく水が当たらないと抜けないということがあると思うんですけど、その状況を教えていただければと思います。

○砂防課（菅崎） 地すべり事業ということで、砂防-7 の石宗地区の資料に詳しく書いている部分がございますので、そちらのほうでご説明させていただきます。

資料の 5 ページ目、4 の事業費の見直しの説明のページですが、こちらに横断図を表示させていただいております。

今、ご紹介がありました抑制工ということで、横ボーリング工で水を抜く方法があり、地中に横方向に穴を掘って管を通して地下水を外に出すようにしまして、地下水の上昇を減らすことで地盤が動くのを防ぐというような効果がある対策を行っております。

施工前から観測を調査孔というところで実施しておりまして、そこで横ボーリングを抜いた後に、大雨が降った後、左下のグラフの観測水位というところが目標水位のところまで下がっていれば、横ボーリングを抜いたことによって効果が確認できるという形になりますので、基本的にはこれを施工した後翌年 1 年間、観測いたしまして効果を確認したところで、その時点での効果を 1.03 ということで安全率の目標に到達できたので、そこからまた対策に必要な安全率が 1.2 という目標に到達するために杭工というような形で違う工法を実施するという形で対応しているような形になっております。

以上です。

○大嶺副委員長 今回の例は効果が現れているとよく分かる結果だと思うんですけど、ほかの案件で、例えば効果がなくて、もっと対策を取らないといけなくなったとか、そういうこともあるんでしょうか。

○砂防課（菅崎） そうですね、実際問題として、今回の部分も工期が延びる部分があり、雨がなかなか集中して降らなかったりしますと、どうしても動きが確認できないので、効果そのものが確認できない場合もあり、そういったことでこの場所も事業期間が延びるということが生じています。もし仮に雨が降って逆に水位が下がらない場合、追加でもう 1 本、横にボーリングの穴を掘って対応できないかを考えて対策する場合もありますし、

それで様子を見ても無理な場合は、杭で耐力を大きくしまして水を抜かなくても外力に耐えられる構造の杭を施工するという形で対応するケースもございます。

○大嶺副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○友広委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○友広委員長 それでは、一括審議をいたします 12 事業について、全体的にご意見、ご質問があればお受けしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○友広委員長 それでは、お諮りいたしたいと思います。特にご意見もないようでございますので、ただいま一括審議をいたしました 12 事業の対応方針（原案）は、継続でございます。

継続することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○友広委員長 ありがとうございます。それでは、一括審議の 12 事業につきましては、対応方針（原案）のとおり、継続を認めることといたします。ありがとうございます。

それでは、ここからは 1 件ずつ個別審議を行います。

砂防－2 通常砂防事業 佐須瀬在家川

○友広委員長 まず最初に、砂防－2 のご説明をお願いいたします。

なお、1 件当たり 17 分から 20 分程度の審議時間を設けておりますので、事業者におかれましては 3 分から 5 分程度でご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○対馬振興局河港課（多胡） それでは、砂防－2、佐須瀬在家川、通常砂防事業の再評価についてご説明いたします。

佐須瀬在家川は、画面の右図のように、対馬市厳原町の南西部に位置しております。今年度は事業採択後 10 年となりますことから再評価の対象となっております。

2 ページをお願いします。審議の経過について説明いたします。

本事業は、平成 27 年度の新規事業として着手しておりまして、今回が初めての再評価の審議であります。工期を令和 11 年度まで延長、事業費を 1.5 億円増額するという事で考えております。これに伴う費用対効果は、当初の 4.24 から 2.46 となっております。

3 ページをお願いします。事業目的・事業概要・これまでの経緯について説明いたします。

事業目的は、平面図の下の方の範囲ですけれども、保全対象として人家 18 戸、それから県道 32m を含む範囲において、土石流発生による被害から人命や財産を守るため砂防事業を行っております。

事業概要は、砂防堰堤 1 基、溪流保全工 1 式であります。本事業の進捗率は、事業費ベースで 13.3%、用地進捗率は 0.1% となっております。事業の経過は、地元から事業の要望を受けまして、平成 27 年度に事業化しております。測量調査設計を行いまして用地取

得に着手いたしました。所有者が非常に多い共有地がございます。入会林野の手続によります所有者の特定の必要がまず生じましたけれども、令和 2 年度に入会林野の調整が完了しております。令和 3 年度より上流側の管理用道路のルート選定について地元打ち合わせを行い、令和 5 年度に管理用道路の測量調査設計を実施、現在に至っております。なお、入会林野といいますのは、地域の慣習によりまして共同利用していた所有権が不明確なものがありまして、この所有権を整理するために法律に基づいて手続が行われるものでございます。

4 ページをお願いします。事業の効果・必要性について説明いたします。

資料の左側、写真のように当地区が荒廃しておりまして土砂が堆積していることで土石流が発生しやすいような状況になっております。右の図のように人家が 18 戸、第二次緊急輸送道路となっております県道瀬浦厳原港線が存在しております。土石流が発生した場合、人家への被害、緊急輸送道路の寸断等の発生のおそれがございます。これらの被害を未然に防ぐため、土石流対策による安全確保というのが急務になっております。

続きまして、事業費の見直しについて説明いたします。

1 つ目は、管理用道路の追加でございます。当初計画では、常設の管理用道路を設置しない計画としておりましたけれども、技術指針の改訂によりまして、砂防堰堤に堆積した土砂を搬出する際に必要となる常設の管理用道路を追加する必要が生じたことから、事業費が約 0.9 億円の増となっております。2 つ目は、労務費等の変更でございます。近年の労務費等の上昇を考慮いたしまして約 0.6 億円の事業費増となっており、合計で約 1.5 億円の事業費増と見込んでおります。

事業期間の見直しについて説明いたします。

1 つ目は、設計計画の変更です。指針の改訂によりまして、常設の管理用道路の新設というのが必要になりましたので、これに伴う測量調査設計のために 2 年、延長となっております。2 つ目は用地の解決の遅延です。先ほども言いましたが、入会林野との調整に 2 年、常設の管理用道路の新設によりまして地権者も増えております。ここで 3 年ということで、用地の解決ということで期間が延びて 5 年の延長を見込んでおります。3 つ目は管理用道路ですけれども、この工事の増です。管理用道路の新設によりまして工事の期間が 1 年ということで延長することを見込んでおります。以上によりまして、当初、令和 3 年度の完了としておりましたけれども、完了工期を令和 11 年度まで延長することにしております。

続きまして、社会経済情勢等の変化についてでございます。

10 年前と比較しまして、人家ですが、地区外への移転というものがございます。6 戸、人家が減少しておりまして、現在、保全人家数が 18 戸となっております。

続きまして、事業の投資効果について説明いたします。

プラスとなる要因は、特にございません。マイナスの要因としましては、事業費の増、それから保全対象人家の減少ということで、便益に減少がございます。このため費用対効果は 2.46 となっておりますけれども、十分に事業効果が見込まれる数値となっております。

最後に、対応方針についてでございますけれども、人命、財産、それから緊急輸送道路等を保全する事業でありまして、地元要望により事業を開始し、用地取得の見込みも今現在立っております。早期に整備効果を発現する見込みがあると判断しておりまして、対応方針は事業継続としております。

以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○友広委員長 ありがとうございます。それでは、ご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

○大嶺副委員長 スライドの4ページで説明があったのが、流域が荒廃して土砂とか浸食が増えているということなんですけど、その原因が、例えば山が整備されてないとか、間伐とかしてないとか、あるいは鹿が増えて鹿の害で表土が削られて草が生えてないとか、そういう何か原因があるのかどうかというのが分かればお願いします。

○対馬振興局河港課（多胡） これとってはっきり特定するわけではございませんけれども、山を管理する人、昔は皆さんで共有しているような山がございまして、誰が管理しているかわからない山があります。それと、対馬特有ですが、動物関係ですね、そちらも非常に多い地域でございますので、これが原因ということで具体的に説明できませんけれども、複数の要因はあるのかなというふうに考えております。

○大嶺副委員長 写真を見ると結構荒廃している状況があるので、こういうお金をかけずに、もっと人が住んでいる近くは山を整備できれば、人も足りないから難しいと思うんですけど、そういうことも積極的に取り入れる仕組みがあればいいかなと思います。コメントです。

○五島委員 この事業は、まだ工事が始まってないですね。対象になる人家が24戸あって、6戸既に減った。この人家の住人の高齢化の現状は、どんな感じですか。

○対馬振興局河港課（多胡） 実際に高齢者は多数ございます。ただ、高齢者だけではなくて、この地域は子どもさんもいらっしゃるということで、高齢化率までは把握しておりませんが、いろいろな世代がお住まいになられているということで把握をいたしております。

○五島委員 令和11年、あと5～6年先に現在の18戸がどこまで継続しているのかというのがとても気になっていて、さらに減少していくのであれば、本当に工事をする意義というのがあるのかどうかというのも一度検討したほうがいいのではないかと思います。

○対馬振興局河港課（中村） 人家が24戸から18戸に減ったということなんですけれども、これ自体、地区外に移転ということで、どうしても島内であれば厳原町市街部とか、旧美津島町に移転される方もいるのかなと思っています。ただ、人家が減る傾向にはあるんですけれども、人家以外にも、第二次緊急輸送道路である県道瀬浦厳原港線の32mを土砂災害から守るということにもなりまして、この道路が寸断される場合、この方たちが厳原町市街部まで緊急輸送、救助とか物資の輸送とかに使われる道路なんですけれども、寸断されることによって影響を受けられる方たちが、ここの佐須瀬地区だけではなくて、この道路の先に住んでおられる豆酛（つつ）地区とか、久根（くね）地区とかございまして、豆酛地区に至っては300世帯ぐらい家屋があります。佐須瀬地区も全体で30戸以上

ございまして、その先に久根地区というのも 100 世帯以上ございます。そういったところにもかなり影響を及ぼすと思いますので、単純に人家だけではなくて、この施設を整備することによって道路の防災に効果があるといいでしょうか、そういう一面もこの事業はございます。

○友広委員長 ほかにございませんか。

私からですけれども、当初の計画からしますと工期が随分長くなっているということ、今ご説明がありましたとおり、この事業の重要性というのは、もちろん人家が減るということもありましようけれども、ほかにも効果が見込まれるということからしますと、入会林野関係、用地の関係が一番ネックになっておると思うんですが、事業期間の短縮ということについて、何かお考え等があればお聞かせいただければと思います。

○対馬振興局河港課（多胡） 今ご指摘のように、用地の取得で事業期間が大分延びておりまして、地元との調整は随時行っているところでございます。常設する管理用道路は今変更に至ってますけれども、そちらの用地もご協力いただけるということで、皆さん方からは、ほぼ協力ということで聞いておりますので、来年度に向けて用地取得 100%を目指して、工事を集中的に予算を獲得して実施していきたいと考えているところでございます。

○友広委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○友広委員長 ないようでしたら、お諮りをいたしたいと思います。

砂防－2につきましては、対応方針（原案）は、継続でございます。対応方針（原案）のとおり、継続ということでお認めいただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○友広委員長 それでは、砂防－2につきましては、継続ということを決断させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

砂防－10 急傾斜地崩壊対策事業 勝海（5）地区

○友広委員長 次に、砂防－10に移ります。よろしくお願いいたします。

○県北振興局砂防防災課（白濱） それでは、砂防 10－勝海（5）地区旧傾斜地崩壊対策事業の再評価についてご説明いたします。

勝海（5）地区は、佐世保市南部の勝海町に位置する最大崖高約 32mの急傾斜でございます。今年度は事業採択後 10 年となることから再評価の対象となっております。

2 ページをお願いします。審議経過についてご説明いたします。

本事業は、平成 27 年度に新規事業として着手しており、今年度は第 1 回審議としまして事業採択後 10 年を経過したことから今後の対応として工期を令和 10 年度まで延長、事業費を 5.2 億円増額するということで考えております。費用対効果は 3.12 から 2.8 に変わることとなります。

3 ページをお願いします。事業の目的、概要、経緯についてご説明いたします。

事業目的は、図面の中で赤で囲っている範囲を保全対象として、人家 21 戸及び国道 202 号を含む最大崖高 32mの急傾斜地において崖崩れ災害から人命を守るため、急傾斜地崩

壊対策事業を行っております。事業概要は、工事長 $L=300\text{m}$ 、法面工 $7,000\text{ m}^2$ でございます。本事業の事業進捗率は、事業費ベースで 44.3%、用地進捗率は 100%であります。事業経緯につきましては、平成 27 年度に事業化し、翌年度までに測量、地質調査、設計を実施しております。平成 27 年度から用地測量及び登記業務に着手し、令和 2 年度より工事を実施し、現在に至ります。

続きまして、4 ページをお願いします。事業の効果・必要性についてご説明いたします。

当該地区は、大雨や風化の進行によって、近い将来、滑落するおそれのある箇所が多く存在しており、これまでも落石や小規模な崩落が発生しております。この斜面の周辺には家屋だけでなく、病院、道路、河川等が存在しており、土砂災害が発生した際、これらに被害がいつあってもおかしくない状況にあります。これらによる被害を未然に防ぐため、急傾斜地の斜面对策工事が必要な状況でございます。

5 ページをお願いします。事業費の見直しについてご説明いたします。

この事業は、斜面角度が 30 度以上を対象としておりますが、当初の予定では対象外となっていた 30 度以下の範囲について現地で詳細な調査をしたところ、斜面内に不安定な崩石土の存在が明らかとなりました。法面工の施工に当たっては、不安定な土砂の除去が必須となっているため、これに伴い、当初対策範囲外であった法面の角度が 30 度以上となり、対策範囲が増となっております。下の横断図ですが、最初はグリーンのところの、斜面の中段のところまでを対策する予定だったんですけれども、その上のほうまで法長を延長して計画を変更したということになっております。対策面積に併せて近年の労務費の高騰や、歩掛改定等を考慮し、約 5.2 億円の事業費増となっております。

6 ページをお願いします。事業期間の見直しについてご説明いたします。

一部地権者の相続の特定作業に時間を要し、事業用地取得に不測の期間を要してまいりましたが、令和 2 年度までに解消し、用地取得が完了しています。また、家屋が斜面に近接している箇所について、当初設計では工事に必要なスペースが確保できないことが判明したため、施工計画の変更を行っております。また、先ほどご説明したとおり、法長が長くなったということで対策面積が増となっております。以上のことから、当初 3 年度まで予定していた完了工期が令和 10 年度まで延長することとしております。

7 ページをお願いします。社会経済情勢等の変化についてご説明いたします。

保全対象人家戸数につきましては、当初 21 戸で、現在も 21 戸ということで変化はありません。

続きまして、事業の投資効果についてご説明いたします。

費用対効果は、当初が 3.12、現行で 2.8 であります。プラス要因は、費用対効果分析マニュアルの改定によるものであります。マイナス要因としましては、事業費増及び地元調整に伴う工期延長であります。

最後に、対応方針についてですが、地元要望により事業を開始し、工事に現在着手している状況であります。早期に整備効果を発現する見込みがあることから、対応方針は事業継続としております。

以上説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○友広委員長 ありがとうございます。それでは、ご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

○大嶺副委員長 スライド6に用地取得の範囲があるんですけど、用地の取得というのは、ここだけなんですか、工事全体の山のほうは。

○県北振興局砂防防災課（白濱） 全体延長が300mありまして、そのうち右斜面のほうは用地開始の1年目で取得してたんですけども、その左側の斜面のところで相続の関係で交渉に時間を要した、その左側のほうが用地が延長した要因になっております。

○大嶺副委員長 全体的に用地を取得した範囲というのは、どれぐらいあるんですか。

○県北振興局砂防防災課（白濱） 今、スライドのほうで着色をしております左側が黒着色、真ん中が赤着色、その右がグリーン着色の右の黒着色ですね、この着色全てに対しての用地の測量と登記業務が必要になっています。

○大嶺副委員長 じゃ、全部、民間の土地を取得されたということですね。

○県北振興局砂防防災課（白濱） そうです。延長としましては300m全ての登記になります。

○大嶺副委員長 スライド6で①の家がありますけど、①の用地取得のところに影響するのは①の家だけなのかなと思ったんですけど、かなり斜面が急勾配で、工事するにも幅をとらないといけない。どれぐらいこれでお金がかかっているのか分からないですけど、1軒だけだったらこの家を別のところに移転してもらおうとか、そういうことはなかったんでしょうか。

○県北振興局砂防防災課（白濱） 急傾斜の前提としまして、まずは移転が可能かどうか聞き取りを行いまして、その辺でなかなか移転先がないということを確認して事業化しているような状態です。

○大嶺副委員長 ちなみに、この斜面を対策する、その斜面だけでも結構かかっているわけですね。

○県北振興局砂防防災課（白濱） そうです。今、斜面下を今お話しになっていますけど、斜面上部のほうに家屋がありますので、その全体としまして事業範囲の起点を決めているような状態です。斜面上部の家屋のほうにも影響します。

○大嶺副委員長 分かりました。できるだけ危険なところを、こんな間近なところに対策を取ったにしても、なるべく移転できるなら移転してもらったほうがいいのかなという気がします。コメントです。

○友広委員長 ほかにございませんか。

○中村委員 今の①の民家のところの件で、図面を見せていただくと、ここは既に工事が完了しているということだと思うんですが、実際の施工後の写真とかありますでしょうか。①は国道に面している住宅ですか。

○県北振興局砂防防災課（白濱） そうです。

○中村委員 ここから崖があって、その向こう側にも家があると。

○県北振興局砂防防災課（白濱） そうです。斜面を切って宅地を造成しているという状況です。

○中村委員　ここは結構交通量がある道路だと思うので、道路沿いの崖ということだと思うので、できれば現地の状況を見たいと思います。

○県北振興局砂防防災課（白濱）　すみません、今日は準備しておりません。

○友広委員長　写真は後ほど準備できますか。今日じゃなくていいです。

○県北振興局砂防防災課（白濱）　後ほど準備させていただこうと思います。

○友広委員長　中村委員さんへお届けいただければと思います。

○五島委員　先ほどの質問をお聞きした後の質問なんですけれども、移転ができない、移転先がないというのは、どういう理由ですか。

○県北振興局砂防防災課（白濱）　基本的には、まず本人名義の土地所有が他にあるのか、財政的に新たに土地購入が可能なのか、その辺の要素が絡まってくると思うんですけど、この急傾斜事業のまずスタートで移転適地があるかないか、なければ対策について家の数を数えて費用対効果等を検討して新規事業になるかどうかという判断をしています。

○五島委員　例えばですよ、①の家が危ない、工事の上でこれを動かしたといった時に、そこに住んでいる人にある程度の補償金、移転に係る費用みたいなのは出すんですよね。

○砂防課（菅崎）　急傾斜地崩壊対策事業に関しましては、基本的に崖下の受益を受ける家の方に対しての補償というのは行わないということにさせていただいております、ケースによっては、斜面に張り出している家とか構造物がある時には、その所有者さんで撤去してもらって斜面对策を行うケースとかもございますので、基本的に補償は行わないということになっております。もともと斜面自体が個人で対応すべきものという原則がある中で、そこでどうしても個人で対応できないものということで要望書等を県に出していただいて対策を行う事業ということにしておりますので、補償は行わないということで、斜面直下の受益の方々に関しては行わないということにさせていただいている事業になります。

○五島委員　道路の拡張とは違うんですね。

○県北振興局砂防防災課（白濱）　そうですね、道路事業とかになれば用地補償費というのがあって、その費用で移転してもらうというのが原則なんですけれども、急傾斜に対しては、基本的にはそれが該当しないという事業になります。

○五島委員　分かりました。ありがとうございます。

○大嶺副委員長　参考に教えてほしいんですけど、今の急傾斜地の対策で私のイメージは、民有地があったら、その近くに家があったら、それは個人で必要なら対策を取る。でも、今回これがこれだけお金をかけているのは、国道が近くにあるのと、病院が近くにある、そういうことが大きな理由なんですか。

○県北振興局砂防防災課（白濱）　この急傾斜地崩壊対策事業、県の事業になるんですけれども、県の事業の新規の条件としましては、崖の角度が30度以上で、高さ、自然斜面が10m以上、あと基本的に人家が10軒以上あれば公共性が高いということで県事業で実施が可能です。その被害想定区域内に道路等がある場合もあれば、ない場合もあります。その時には地元の負担金というのが多少、10%、20%というのは変わってくるんですけれども、その負担金については大体市町さんから地元の代わりに立て替えてもらっている

ような状態ということですので、被害想定区域内に必ず道路がなければならないとか、河川がなければならないということではありません。10 軒あれば事業ができます。

○大嶺副委員長　じゃ、今の該当するようなところに仮に土地があって新しく家を建てようと思ったら制限とかはなくて建てれるということになるんでしょうか。例えば、そういう危険なところに人がまたどんどん住んでいって 10 軒ぐらい住んで対策を取ってほしいとかいうことになって対策を取ることがあるのか。

○県北振興局砂防防災課（白濱）　今、急傾斜地事業とは別に土砂災害防止法という別の法律がありまして、そこで危険箇所であれば避難してくださいよという土砂法の危険箇所というのを今指定している途中でございます。その範囲に新たに家を建てて住む場合もあると思うんですけど、事業としましては、そこで 10 戸以上あれば対策は可能ということになろうかと思います。

現在、都市計画部局で立地適正化法というのがありますので、建築法で家を建てられるかどうかという原則がまず出てくると思うんですよね。ちょっとした田舎のほうでは、もしかしたら自由に家を建築することはできるかなと思うんですけど、地域によってもまた違うのかなと。

○大嶺副委員長　分かりました。ありがとうございます。

○梅本委員　参考のために追加で教えていただきたいんですけど、急傾斜地の事業なんですけども、先ほど人家が 10 軒以上あって一定の崖の角度がある場合には対象になるということですが、今回の事業は地元の要望があってということなんですけども、例えば、この事業の対象となるのに要望の有無とか、あるいは 10 軒人家があるのであれば全員が要望しなきゃいけないとか、あるいは 10 軒のうちの 1 人でも要望すればいいとか、何かそこら辺の要望の有無に関しての要件とか何かあるんでしょうか。

○県北振興局砂防防災課（白濱）　急傾斜地事業は、先ほども言いました道路とか河川とかに比べて公共性がちょっと低いという形なんです。そこに住んでいらっしゃる方だけが利益を受けるような形になるということで、その点からいって地元負担金もいただくというような事業で、基本的には地元の要望があった事業に県がお手伝いをするという事業になると思うんですね、考え方としては。斜面の上に住んでいる方の地権者と下に住んでいる方の地権者、当然、土地を県名義に変える必要があるんで、これにつきましては相続の方全てから同意をいただくということになります。あと、そこで 1 人でも反対するような場合があれば、その区間だけは工事ができないという状態も出てきます。

今回、勝海地区は延長が大体 300m あるんですけど、山の所有者が仮に A さん、B さん、半分とした場合に、半分の 150m しか工事ができないよという状況にもなるかと思えます。必ず全ての同意が必要になるということです。

○砂防課（菅崎）　こちらの事業の基になる急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律がございまして、そこで地権者、山の所有者とか関係住民が対策することが困難であることが確認できる場合に県が施工することができるといようなことが法律に明記されておりますので、そういった部分を確認する意味で長崎県としては急傾斜地崩壊対策事業を行う場合は、地元の地権者の皆さんからの同意書兼要望書を出していただいて、その法

律に基づく状況であることを確認させていただいて県のほうで工事を行うということで取り組ませていただいております。

○友広委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○友広委員長 それでは、お諮りをいたしたいと思います。

砂防－10 について、対応方針（原案）は継続でございます。継続を認めることにご異義ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○友広委員長 それでは、砂防－10 については、対応方針（原案）のとおり、継続いたします。どうもありがとうございました。

住宅－1 立山地区住宅市街地総合整備事業

○友広委員長 それでは、住宅－1 のご説明をお願いいたします。

○長崎市地域整備2課（梅木） 資料に沿ってご説明をいたします。

今回、審議いただくのが、再評価対象事業として立山地区住宅市街地総合整備事業というもので、事業箇所ですが、資料の左側にあるように、長崎市の中心部に位置するところがございます。事業主体としては長崎市。再評価の理由として、再評価後5年経過というところでございます。

審議経過についてご説明いたします。

当初、平成17年に事業計画の同意を得て事業に着手しており、1回目、平成26年に10年経過、引き続き5年経過、今回が再度、5年経過の3回目になりまして、事業費として約20.5億から27.2億の増。費用・便益として前回の1.58から1.27になっております。

事業の目的及びこれまでの経緯についてご説明いたします。

事業の目的といたしましては、老朽住宅の密集、公共施設の不足等により、住環境の整備、斜面地において住宅事情の改善、居住環境の整備、老朽化の建替えの促進等で公共施設の整備を行い、住みよいまちにしていこうというもので、事業概要といたしましては、道路整備延長が715m、公園の整備が約1,000㎡、その他老朽化の除却、建替え促進がございました。

事業経過といたしましては、先ほど申し上げたように、整備計画として平成15年に承認を経て、17年に事業計画の同意を得て事業に着手、それから平成20年から用地の買収を行って、23年より生活道路の工事に着手しております。

続きまして、事業の効果及び必要性ですけれども、今回の整備につきましては、立地的には長崎市の中心で駅にも近いところではございますが、起点と終点の高低差が約100mほどあり、車の通行もできないというところがあって、火災時、延焼等の危険性が非常に高いところもございまして、道路の整備や住宅等の建替えの促進が求められるところでございます。

続きまして、事業の進捗ですけれども、左側の図面でいいますと、今、事業を完了して

おりますのが図中の青の部分、左側の部分と右側の下の部分にあります、その真ん中のページの部分が現在整備中ということと、公園、広場も整備中ということでございます。事業進捗といったしましては、事業費ベースで 73.8%、用地取得進捗率、面積ベースで 90%でございます。

続きまして、これも現在の進捗ですけれども、ブルーのマークで覆われているところが、現在、用地が難航しているところでございます、なかなかその解決に時間を要しているということでございます。

同じく事業の進捗状況です。改良工事を行っていく中で、どうしても用地交渉等がございまして、工事を中断する期間が令和 3 年、4 年がありましたが、昨年度から工事を再開しております。工事期間として令和 6 年を今回令和 11 年まで延長させていただくような形をお願いしたいと思います。引き続き、事業の進捗ですけれども、これは現在、出来上がっている部分の写真等を添付しております。

社会経済情勢等の変化ですけれども、平成 27 年から令和元年の 5 年間で、この地区におきましては、人口が約 10%、世帯数が 18%減少しており、高齢化率は 4%増加しております。

続きまして、事業の投資効果です。便益につきましては、公共施設等の住環境の向上、建築物の防火性の向上による便益。マイナス要因として、事業費の増がございます。1.58 から 1.27 ということになっております。

最後に対応方針ですけれども、今回の事業につきましては、長崎市においては、長崎市第 5 次総合計画というものに基づいて、長崎市におけるまちづくりを 8 つのビジョンに分けて事業等、まちづくりを進めていく中の一つとして掲げているものでありまして、その間に実施する長崎市の都市計画マスタープランの中の都市防災の方針ということで位置づけられております。

なお、地域につきましては、平成 12 年にまちづくり協議会が発足して現在も継続中であり、地元まちづくりの皆様方には事業促進のための理解と協力は十分得ていると考えております。

今後につきましても、事業の効率化による事業の進捗の向上に努めて事業期間の短縮を図りたいと考えております。

私からの説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○友広委員長 ありがとうございます。それでは、ご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

○梅本委員 事業概要について教えていただきたいんですが、事業のイメージがよく分からなくて、まず、道路延長と書いてますが、道路というのは、どんな道路を造ろうとされているのか、例えば車が通る道路だとか、あるいは離合しやすい道路だとか、ここにどんな道路を造ろうとされているのかということと、あと、老朽建築物等の除却ということがありますが、これがどういう事業なのか、老朽建築物のところに道路を造るから買い取って除却するのか、あるいは個人の老朽建物を除却してやるのか、ちょっとそこら辺がよく分からないんですが、教えてもらえないでしょうか。

○長崎市地域整備２課（梅木） 道路につきましては、延長は先ほど申し上げたように 715m ですが、道路幅員といたしましては 3m・3m の上下及び歩道が 1.5m の計 7.5m の道路を考えております。

老朽化の建築物の除却につきましては、道路にかかっている部分が約 52 棟ございますけれども、これについての除却を考えているということでございます。

○梅本委員 そうすると、老朽建物の除却というのは道路を造るために個人の建物を買収して除却するということですか

○長崎市地域整備２課（梅木） そうです。

○梅本委員 それで、数字だけ伺って分からなかったんですが、ここら辺、私、すごい坂道とか、どうやって荷物を運ぶのかなみたいなことを感じたこともあったような気がするんですが、車とか通れるような道路を造るんですか、どういう使い方の道路なんでしょうか。

○長崎市地域整備２課（梅木） 基本的に今車が通れないような階段の道の現状がございまして、それとなおかつ、先ほど言った高低差が 100m ほどあるという中で、車を通す、その中でも特に緊急輸送路、緊急車両が通行したり、そのような形で利便性を向上させるような形の道路になるかと思えます。

○梅本委員 分かりました。ありがとうございます。

○狩野委員 私も事業概要のことで教えていただきたいんですが、ここで記載をしている建替え促進 40 戸というのは、40 戸を建て替えていただく、目標にするのか、これは何らか具体的に 40 戸を建てるところの都市整備をするのか、どういう意味でしょうか。

○長崎市地域整備２課（梅木） 具体的な形では、おっしゃられるとおり、目標という言葉のほうが多分大きいかなと思います。具体的にはまだそこまできちとした形で、この位置に、こう建てるということまでは現時点では進んでおりません。

○狩野委員 建替えということは、既にそこに家屋を持たれている方に建替えをしてもらうというイメージですか。

○長崎市地域整備２課（梅木） この建替え促進というのが、老朽化家屋等を一度更地にしてコミュニティ住宅等を建設するような形を考えております。

○狩野委員 コミュニティー住宅ってどういうものか教えてもらっていいですか。

○長崎市地域整備２課（梅木） イメージ的には集合住宅のような形になるかなと思います。

○狩野委員 それは民間でやってもらうということですか。市営、県営ではなく、民間でそういう集合住宅を建設すると。

○長崎市地域整備２課（梅木） 市営だけではなくて民間も含まれた形での、費用・便益も考えておりますので、民間も含まれているかと思っております。

○五島委員 その話は、ここの中にどこにも入ってなくて、もしコミュニティ住宅を市で計画されるのであれば、それは最初にマスタープランをつくるべきで、予算の中にも入るべきで、今、広場、公園が整備されているんですが、そういうオープンスペース、コミュニティ住宅、あるいは駐車場をどういうふうにもっていくのかとか、その辺のところも併せて計画しておかないと、またばらばらな計画になり、工事がどんどん追加され

ていくことになるので、もう少し包括的なプランを立てられたほうがいいと思います。

○大嶺副委員長 私もあまりイメージがつかなくてですね、道の周辺の住宅は建替えができると思うんですけど、それより中に入った、ここにある大半の家は古い建物で、道沿いにあるところが建替えしたとしても、中の建物って、もうこれ以上建て替えれなくて、もう人が住めない状態まで放置することになるのかなという、そういうイメージを持っているんですけど、道路の周辺だけの家を新しく建て替えるという、そういうことなんじゃないかな。

○長崎市地域整備2課（梅木） そうですね。基本的には道路の周辺が一番利便性が高くなるので、建替えとなると、やはり道路の周辺が建替えの主たるものになるかと思います。

○大嶺副委員長 建築法とかよく理解してないんですけど、大きな道路ができれば、その道沿いだけではなくて、中に入ったある程度のところまで家が建て替えれるのか、それとも本当に道沿いしか家を建てれないのか。この40戸というのは、そういう意味なんじゃないかな。

○長崎市地域整備2課（梅木） 申し訳ございません。ちょっと確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

○友広委員長 ほかに。

○中村委員 事業の進捗状況のところ、工程表のところ、今回、一部まだ用地の取得が難航されているということで、今回の工程表では令和11年度まで、まるっと補償交渉の予定を取られてるんですが、またあと5年間かかると予定されているのか、用地交渉にですね。その5年間で解決する見込みがあるのかどうかを教えてください。

○長崎市地域整備2課（梅木） 引き続き、前々から交渉はずっと進めさせていただいてる中で、実際難航しているところが1か所ございまして、確実に解決できるかということまで、まだそこまでは行き着いてはいない状況でございます。

○中村委員 もう用地を取得されたところは、徐々に工事を進められていると思うんですけど、もし一定の方が同意されなかったら、そこだけ工事でできないまま、そのままということになるんですね。5年後、11年の時点でもし同意されていなかったら、またそこで費用と年数だけが増えていくことになると思うので、例えば5年後の11年の段階で同意されてなかった時の代案等々はお考えなのではないかな。

○長崎市地域整備2課（梅木） 現在の線形を変えるのはなかなか難しいんですけども、実際その部分について、どうしても解決が難しいということになれば、道路の形状を変更したり、そういう検討を今現在進めているところでございます。

○友広委員長 私のほうからですけども、今いろいろご質問がなされておりますが、私から、道路が715m、幅員が7.5mということで計画されておるわけですが、一部、用地が難航しているということです。この道路は、この地域の住民の皆さん方が自家用車をもって利用するという状態にはならないんじゃないかと想定するわけです。ただ、緊急車両等が進入しやすくなるということ、それから、通過する車両については利便性が高まると思うんですが、この地域一帯の住民の方々の自家用車をもって利用できるような整理にはならないんじゃないかというように思うんですが、その辺はどうですか。

○長崎市地域整備２課（梅木） この道路の設計に当たっては、道路周辺のみならず車が来するのではなくて、構造的に上部に駐車スペース等を考慮した形である程度の空間をつくったような計画もございまして、緊急車両もしくは通過車両も主となると思いますけれども、地域周辺の方々が全く利用できないということではないと考えております。

○友広委員長 であれば全体的な利用の図面といいますか、絵を示していただかないと、なかなか、はい、そうですかというわけにはいかないんじゃないかと思えますけど。

ちょっと休憩します。

— 午前 11 時 58 分 休憩 —

— 午後 零時 1 分 休憩 —

○友広委員長 委員会を再開します。

○梅本委員 追加でもう 1 つ質問ですが、前回、第 2 回審議、平成 31 年での事業費が 20.5 億円だったんですが、今回の審議で 27.2 億円ということで事業費の増があるんですけども、この事業費の増の理由についてよく分からなかったもので、その点も教えてもらえればと思います。

○長崎市地域整備２課（梅木） まず、事業費の増についてお答えさせていただきます。今ご審議していただいております左側の図を見ていただきたいんですけども、当初の計画といたしましては、左側の終点側から工事を進めていく、これ、ヤードが広く取れる、大型重機が入って進捗が図れるというところで、そのような工程を組んでおります。ただし、先ほど申し上げた中で用地交渉がどうしてもその位置で難航していることもあって、右側の青色で示しているところ、起点側から進めるような形に切り換えております。その中で起点側につきましては、かなりヤードが狭くて大型重機等が使用できないということもありまして、進捗もそうですけれども、事業費も多くなる、併せて近年の物価高騰もありまして、道路の整備費用が増大したということで 20.5 億から 27.2 億に事業費を見直しております。

以上です。

○友広委員長 今、ご質問等が出されておりますが、12 時を過ぎましたので、ここで一旦休憩をしたいと思います。

私のほうからお願いですけれども、この事業目的がありますね。この事業目的に沿った全体的な構想図といいますか、この事業によってどういうふうな整備がなされるのか、そういうのをお示しいただき、また協議をしていきたいと思っております。県の事務局と打ち合わせをしていただいて、必要な書類を整備していただいて、できれば今日、時間が取れば再協議をしたいと思いますので、申し訳ありませんけど、そのような形での準備をよろしくお願いいたします。

委員の皆様には時間が過ぎて申し訳ありませんが、ここで一旦休憩とさせていただいて、再開は午後 1 時 30 分からといたします。よろしくお願いいたします。

— 午後 零時 5 分 休憩 —

— 午後 1 時 29 分 休憩 —

○友広委員長 皆さん、こんにちは。ただいまから、午後の審議を始めさせていただきます。

す。後、着座して進めます。

河川－４ 川棚川総合開発事業 石木ダム建設事業

○友広委員長 午後審議いただく案件は、河川－４ の川棚川総合開発事業 石木ダム建設事業の再評価 １件でございます。

この案件につきましては、説明資料が非常に多いために一度に説明してもらいますと質問がしにくくなると思いますので、事業概要に関する前半部分と、変更内容に関する後半部分の２つに区切って説明をしていただくことといたしますので、委員の皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、前半の説明をお願いいたします。

○河川課（岩永） 皆さん、こんにちは。長崎県土木部河川課でダム担当企画監をしています岩永と申します。着座して説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料と同じものを前のスクリーンに映しますので、こちらにて説明をさせていただきます。

まず最初のページ、位置図になりますけれども、県では、これまで昭和 32 年の諫早水害、昭和 42 年の西日本水害、昭和 57 年の長崎大水害など、幾多の水害に見舞われるとともに、また、昭和 30 年代後半から 40 年代にかけての長崎砂漠と呼ばれた水不足や記憶に新しい平成 6 年から 7 年にかけての県北地方を中心とした大渇水などの水源不足にも悩まされてきました。これらは長崎県の河川が、その地形的特徴である流域が小さく、急流河川であり、水害を受けやすいと同時に、水をためる能力が低いということが一因となっており、ダムに頼らざるを得ない地勢条件となっております。

そのため、長崎県では、昭和 30 年代の大村市の萱瀬ダムをはじめとする多目的ダムや波佐見町の野々川ダムをはじめとする治水ダムを数多く建設し、これまでに 35 ダムが完成しております。このダムの数は、国土交通省所管の県が管理するダムの数としては日本一となっております、このことから本県の地形条件の特徴が現れていると考えております。

現在、建設を進めておりますダムとしましては、長崎市の長崎水害緊急ダム建設事業の浦上ダム、それから今回お願いする川棚川総合開発事業の石木ダムの 2 つ、それから国が建設を進めております諫早市の本明川ダムの 3 つがあります。本日は、このうち石木ダム建設事業についてご審議をお願いいたします。

次のページです。目次をご覧ください。

まず、1 から 6 の項目について説明をさせていただきます。

2 ページをご覧ください。今回の再評価に至りました経緯につきましてご説明をいたします。

前回の石木ダム建設事業の再評価につきましては、令和元年度に実施しており、令和 4 年度から令和 7 年度完成へと工期延長をしております。今回は、前回再評価から 5 年経過したことから、再度、再評価委員会にお諮りするものでありますが、併せて社会経済情勢の変化から工期延長及び事業費増額の審議をお願いするものでございます。

今回の再評価委員会は、長崎県が事業主体である国土交通省所管の補助事業である河川総合開発事業、つまり洪水調節及び流水の正常な機能の維持の部分を対象としております。

なお、水道事業につきましては、令和 6 年度に厚生労働省から国土交通省に移管されておりますが、利水の事業主体が佐世保市であることに変わりはありません。再評価は、事業主体が行うこととなっておりまして、利水については、佐世保市が再評価の実施方法を判断するものと考えております。

また、水道事業につきましては、この再評価に当たりまして共同事業者である佐世保市に対して改めて石木ダム事業への継続参画の意思を確認しております。そうしましたところ、現時点におきましては、水源不足による渇水危機を繰り返しており、老朽化対策の緊急性も増している中、石木ダム以外に有効な方策がないことから、事業参画の意思に変わりはありませんという回答を得ております。

続きまして、3 ページをご覧ください。事業費及び工期の事業計画変更についてです。

今回の再評価におきまして、令和 7 年度末及び総事業費 285 億円でこれまで進んできましたが、その事業完成が困難というふうに判断をいたしまして、石木ダムの総事業費を人件費や資材価格の上昇といった社会情勢の急激な変化及びリスク対策費の追加などにより 285 億円から 420 億円へと 135 億円、約 1.5 倍に増額変更をしたいと考えております。

ただし、治水事業側の負担分 65%、利水事業側の負担分 35%には変わらないことから、治水負担分が 88 億円の増、利水負担分が 47 億円の増となります。

また、現在進めております付替県道工事が遅れていること、それから建設業における働き方改革への対応のため、完成工期を令和 14 年度末まで 7 年間延長したいと考えております。こちらについては後ほど詳しく説明をさせていただきます。

次に、4 ページ、川棚川流域の概要についてご説明いたします。

川棚川は、川棚町の一部と波佐見町の全体を流域とする県が管理する二級河川でございます。流域面積は 81.4 平方キロメートルと、全国的には 200 平方キロメートル未満の中小河川であります。県内唯一の一級河川である本明川を除きまして県内の二級河川では佐々川に次いで県内第 2 位、河川の延長は 19.4 km で、二級河川では佐々川、相浦川に次いで県内第 3 位となっております。県内では比較的大きな河川ということになります。

川棚川の流域内の人口は約 2 万人で、主に川棚町の下流部と波佐見町の上流部に集中しております。その間の中流部に広がる平野は穀倉地帯となっております。

また、川棚川の河川水は農業用水として利用されているほか、水道用水として川棚町、波佐見町、さらに、現在でも佐世保市にも送水され利用されております。

この川棚川流域では、戦後に 4 度、大きな洪水被害を受けております。2 回目の昭和 31 年 8 月の洪水被害を契機として川棚川の河川改修事業に着手しております。その後、昭和 42 年 7 月の洪水被害を契機に、上流の波佐見町に野々川ダムを建設しており、その後、昭和 50 年度より多目的ダムとして、この石木ダム建設事業に着手しております。

これまで進めておりました川棚川本川の石木川との合流点から下流の河川改修につきましては、江川橋上下流付近の山切りや河床掘削が令和 4 年度までに完了しておりまして、

治水対策としては、この石木ダム completion を待つのみとなっております。

次に、5 ページをご覧ください。石木ダムの位置になります。

川棚川の河口から約 2 km 上流が石木川との合流点で、その合流点からさらに 2 km 上流の赤色の部分が石木ダムの建設地点となります。下流域には、JR 大村線、国道 205 号が位置し、川棚駅や川棚町役場がございます。また、川棚川の河川整備の基準となる治水基準点は、今、指し示しております山道橋地点となります。

石木ダム事業における水没による移転対象の家屋は全 67 戸ございまして、そのうち 54 戸の方々については、これまでに移転をいただいておりますが、13 戸の方々については、いまだに同意をいただいていないという状況になります。

赤のところがダム本体の位置となりますが、ダムの下流部に事業に協力し、移転をいただいている方の代替宅地、それから上流部のほうには代替墓地が位置しております。それから、ダムの下流部になります灰色の部分については、現在も稼働しております碎石場 2 社が存在しております。

次に、6 ページをご覧ください。石木ダムの目的についてご説明をします。

石木ダムには 3 つの目的がございます。1 つ目が洪水調節、2 つ目が流水の正常な機能の維持、3 つ目が水道用水（新規利水）ということで佐世保市に対して新たに 1 日当たり 4 万トン of 新規取水を可能とするものでございます。

右にダムの貯水池容量配分図を示しております。一番下の茶色の部分、これはダムの上流から流れてくる土砂を 100 年間ため込むことができるように堆砂容量として 30 万 m³ を確保することとしております。その上の青色の部分が 2 つ目の目的の流水の正常な機能の維持と、3 つ目の目的であります水道用水 of 新規利水に必要な利水容量として、合わせて 323 万 m³ を確保しております。

次に、一番上の水色の部分になりますが、これが 1 つ目の目的であります洪水調節のための治水容量 195 万 m³ を確保しております。これらの容量を合わせますと、総貯水容量として 548 万 m³ となります。この規模は長崎市の外海町にあります神浦ダム、それから大村市の萱瀬ダムに次いで県内で 3 番目の大きい貯水規模のダムということになります。

石木ダムの新事業費としまして 420 億円と考えておりますが、そのうち目的 1 の洪水調節から目的 2 の流水の正常な機能の維持の費用として、県が 273 億円を負担し、そのうちの 2 分の 1 を国土交通省 of 補助を受けております。また、目的 of 3 つ目、水道用水（新規利水）の費用としまして、佐世保市が 147 億円を負担しますが、そのうちの 2 分の 1 から 3 分の 1 を国土交通省 of 補助を受けることとなります。なお、今年度から水道事業 of 所管が厚生労働省から国土交通省へと変わっております。

先ほども申しましたけれども、本日のこの再評価の審議につきましては、目的 1 の洪水調節と目的 2 の流水の正常な機能の維持の部分が治水部分、つまり県の所管事業となりますので、この部分についてのご審議とさせていただきたいと考えております。

次に、7 ページ、ダムの諸元についてご説明いたします。

石木ダムの諸元ですが、高さが 55.4m、天端、頂上の長さが 234m of 重力式コンクリートダムになります。また、右側の平面図 of 茶色の部分は盛土部となりますが、計画してお

りますダムの高さより一部、山が低いところがありますので、鞍部処理といいます土により盛り立てを行う計画というふうに考えております。

次に、8 ページをご覧ください。事業計画と進捗状況についてです。

左上に円グラフを示しておりますけれども、令和 5 年度末時点で執行済額ベースで約 210 億円を執行しております。新事業費の 420 億円に対すると約 50%の進捗率となります。この執行済予算としましては、これまでにかかった費用、用地補償費や付替道路工事等の補償工事費、ダム本体工事費、それから測量設計費ということになります。

ダムの関連工事としまして付替道路がございますが、ダム建設により貯水池となり、付替が必要となる道路を貯水池の周辺に新たに造ります。その道路延長は、県道や町道、農道を合わせて約 6 路線、約 7 kmとなります。用地や工事の進捗状況につきましては、後ほど詳しく説明をいたします。

買収面積につきましては、全体の 81%が任意での取得でございましたが、残る用地につきましては、土地収用法に基づく手続により、現在では全て所有権が国に移っている状況でございます。その中で移転対象家屋全 67 戸のうち 54 戸の方々については、任意で移転をいただいておりますという状況でございます。

次に、9 ページ、ダムによる洪水調節の方法についてご説明をします。

この上の絵にございますように、治水機能を持つダムは、大雨の時にダムの上流から流れてくる水をダムに一時的にためることで、下流の川に流れる水の量を減らし、下流の洪水被害を軽減いたします。

川棚川の治水安全度につきましては、川棚川の想定氾濫区域内における資産の状況や県内バランス及び過去の水害等を考慮し、長期計画としての川棚川水系河川整備基本方針におきまして、概ね 100 年に 1 回発生する規模の降雨に対する流量の安全な流下を図ることとしております。これは川棚川でいいますと、100 年に 1 回発生する規模の降雨とは 3 時間雨量が 203 mm、24 時間雨量が 400 mmとなります。

それから、概ね今後 30 年間で計画対象期間とする河川整備計画におきましては、優先的に石木川との合流点下流を概ね 100 年に 1 回発生する規模の降雨による流量の安全な流下を図るとともに、石木川合流点より上流につきましては、概ね 30 年に 1 回発生する降雨による流量の安全な流下を図ることが位置づけられております。

その川棚川の河川整備計画におきましては、洪水調節施設として川棚川本川上流にある施設の野々川ダム、先ほど完成しておると申しましたが、野々川ダムと、それから支川である石木川にこの石木ダムが位置づけられております。

ここに計画高水流量配分図を示しておりますが、治水の基準地点である山道橋地点におきまして、100 年に 1 回の大雨が降った際には毎秒 1,400 m³の流量が流れてくるということになります。その流量を上流にあります既設の野々川ダム、それから石木ダムの 2 つにより毎秒 1,130 m³まで洪水調節をし、その流れてくる毎秒 1,130 m³の水を安全に流すことができるように河川改修を行うという、ダムと河川改修の最適な組み合わせにより安全な流下を図る計画としております。

もう少し分かりやすく言いますと、川棚川の流下能力は、石木ダムと野々川ダムの洪水

調節効果を見込みまして、山道橋地点で毎秒 1,130 m³となっております。支川の石木ダムにつきましては、このダムの下流地点で毎秒 60 m³となっております。現在の状況でこの 100 年に 1 回程度の計画規模の降雨があった場合、まだ石木ダムが完成しておりませんので、川棚川の山道橋地点では野々川ダムの洪水調節効果を見込んでも毎秒 1,320 m³の水が流れ込んでくるということになります。現在、その能力としましては、1,130 m³でございますので、その差、毎秒 190 m³の水が現在の堤防護岸では安全に流すことができないということになります。同様に石木川につきましても、毎秒 220 m³の水がオーバーするということになりますので、石木ダムに水をためて下流に流す水の量を減らす必要があるということになります。

繰り返しになりますけれども、石木川との合流点下流の河道改修につきましては、令和 4 年度までに完了しており、現在は山道橋地点において毎秒 1,130 m³の流下能力を確保しておると、石木ダムの完成により整備が完了するということになります。

次に、10 ページをご覧ください。川棚川における過去の大きな洪水被害でございます。

川棚川では、戦後に 4 回、大きな洪水被害を受けております。ここにありますように昭和 23 年、昭和 31 年、昭和 42 年、平成 2 年に被害を受けております。下の写真が平成 2 年 7 月 2 日の洪水時の川棚川の写真でございます。真ん中の写真ですが、江川橋上流の写真になりますが、ご覧のとおり、川棚川から護岸を越えて道路に水があふれている状況が確認されております。

上の表のうち、戦後 4 回の大きな洪水のうち、一番降雨量が多かった昭和 23 年の降雨につきましては、大体 60 年から 80 年に 1 回程度で起こる規模のものと考えております。先ほども申しましたが、石木川との合流点より下流の河道改修につきましては、令和 4 年度までに完了しておりますので、現在は山道橋地点において毎秒 1,130 m³の流下能力を確保していることから、これら戦後 4 回起きた規模の洪水に対しては、今の状況でも安全に流すことができる状況となっておりますけれども、石木ダムを完成させることにより 100 年に 1 回発生する規模の雨に対しても対応できるようにするため、現在、整備を進めているところでございます。

次に、11 ページをご覧ください。2 つ目の目的であります流水の正常な機能の維持につきましては、渇水時も川の水の量を安定させ、農業用水や水道などの既得用水の確保、水生生物の生息環境、景観を安定させるものでございます。

川棚町の渇水被害を左下の表に示しておりますけれども、過去において干ばつ被害や平成 6 年から平成 7 年につきましては、節水のお願いチラシの配布や、工場、事務所へ節水協力を依頼するなど、制限給水ぎりぎりの状況であったということでもあります。

右下の写真は、平成 6 年当時の川棚川の山道堰下流の同写真でございますけれども、堰の下流には水が全然流れていない状況であったということが確認できます。

現在、川棚町の水道は、川棚川と石木川から合わせて 1 日当たり 7,500 m³を取水しております。さらに、佐世保市に対しましても、現在でも 1 日当たり 1 万 5,000 m³を、この川棚川から取水し、佐世保市へ送水しているものでございます。石木ダムができることで、この既存の水道用水も今より安定した取水が可能になるということから、地元川棚町にも

大きなメリットがあるというふうに考えております。

続きまして、12 ページ、事業の経緯についてご説明いたします。

この石木ダム事業は、昭和 50 年度にダム建設事業が採択され、着手しております。昭和 57 年 5 月には、いわゆる強制測量といったものが行われて、これが現在まで禍根を残す一つの要因となっております。

その後、平成 2 年 7 月の川棚川の氾濫や、平成 6 年から 7 年にかけての佐世保市の大洪水といったものを経験し、平成 9 年 11 月にはダム事業にご理解いただきました地権者の皆様と損失補償基準の妥結を行い、平成 12 年から代替宅地や代替墓地の造成など生活再建に取り組んでまいりました。

その後、平成 16 年には佐世保市が水需要についての見直しを行っております。当初は 1 日当たり取水量を日量 6 万 m³としておったものを 4 万 m³に変更しております。県は、平成 17 年に河川法の手続として川棚川水系の河川整備基本方針、平成 19 年に河川整備計画を策定しております。そして、平成 19 年度には県条例に基づく環境影響評価の手続を完了しております。

また、平成 21 年には、九州地方整備局へ事業認定申請書を提出しましたが、その後の政権交代によるダム検証を経まして、石木ダムにつきましても平成 24 年 6 月にダム継続の対応方針が決定しております。そして、翌年の平成 25 年 9 月 6 日に事業認定が告示されております。

事業認定告示後は、土地収用法に基づき平成 26 年 9 月以降、3 回に分けて土地の収用裁決申請及び明渡裁決申立を行いまして、収用裁決及び明渡裁決が出されたため、令和元年 9 月までに全ての権利を取得しております。

用地取得や付替道路工事の状況につきましては、この後の項目でもう少し詳しく説明をさせていただきます。

次に、13 ページ、事業説明会等の主な開催状況についてです。

石木ダムにつきましては、ここに示しておりますとおり、事業採択以来、これまでに地権者の皆様にご理解が得られるよう、あらゆる機会を捉え、事業の計画について繰り返し説明をしております。このページに示しますように、特に第三者機関の設置を義務付けられます川棚川河川整備基本方針・河川整備計画策定時、それから県条例に基づく環境アセスメント、ダム検証や事業認定の時には専門家をはじめとして一般の方も参加の上、説明会や意見交換会、公聴会を実施しております。これ以外にも地元川棚町や佐世保市において一般の方を対象に事業説明会を実施しております。

このように、石木ダムの必要性につきましては、これまで様々な機会を通じて説明会等に延べ 2,000 人以上の方々に参加をいただいております。その中で事業への反対のご意見もお聞きし、その都度それぞれのご意見に対し、県の考え方をお示ししてきたところがございます。県としましては、石木ダム事業は必要不可欠と考えており、司法の判断も出ている中で、話し合いにおいて事業の必要性の議論をする段階にはないと認識しておりますが、そのことについてご理解いただけていないものと考えております。

また、平成 22 年の事業認定の申請以降、前中村知事や現大石知事も数回にわたって現

地を訪問しており、反対住民の方々との話し合いの場を持っております。大石知事につきましては、令和4年3月の就任後、反対の住民の方々と一緒に現場周辺を歩いたり、それから話し合いを2回実施するなどしておりますけれども、令和4年9月以降は実現できておりません。機会をいただけるよう、文書でお願いをしたり、石木ダム建設事務所の職員が現地を訪問してお願いをしているような状況でございます。

県としましては、反対住民の皆様にご理解とご協力をいただいた上で事業を円滑に推進していくということが最善の方策であるということの考えに変わりはなく、引き続き話し合いに応じていただくよう、粘り強く呼びかけを続けてまいりたいと考えております。

続きまして、14ページ、用地取得と土地収用法の手続の状況についてです。

これまでに買収面積や移転家屋、いずれも8割を超える地権者の方々に事業へのご協力をいただいております。ただし、残る用地について土地収用法に基づく手続を進めてまいりました。

平成25年9月に事業認定の告示を受けておりますが、この事業認定は、事業認定庁が第三者の視点で事業の公益性について個別事業法とは別の土地収用法の観点から改めて検証し、公益性が認められる場合、その事業を認定するという手続でございます。

事業認定後も地権者の皆様と任意での交渉を進めるよう、事業へのご協力とご理解をいただけるよう、お願いをしておりますとともに、並行して、この土地収用法に基づく手続を行ってまいりました。土地収用法に基づく手続につきましては、その面積や対象物件数から、1つ目の迂回路部の用地、2つ目のダム本体の用地、3つ目の中・上流部の用地の3か所に分けて進めてまいりました。

こちらの図で説明しますと、ダム本体を建設することに伴い水没します現在の県道の付替道路として、この下の部分、付替県道工事（1工区）としているところを実施しておりますけれども、貯水池の末端までこの付替道路を完成させますには時間を要するということから、現在の町道を利用して黄色と赤の部分を通りまして現道にタッチし、上流の方々のための迂回路を確保した上でダムの工事を進めたいと考えております。

このため、オレンジの部分、最初にこの迂回道路部の土地について裁決申請を最初に行っております。その後、ダム本体部に必要なピンクで囲まれた部分の土地、それからダムの貯水池及び付替道路に必要な水色の部分で囲まれた土地についても申請しておりますが、令和元年5月に収用裁決がなされ、令和元年9月をもちまして所有権が国へ移っております。ただし、いずれの土地も明渡しを受けておりませんで、県としましては、速やかに明渡しをしていただけるよう、催告文書をお送りするとともに、農地の使用禁止を求める看板を設置するなど、説得を続けている状況でございます。

次に、15ページをご覧ください。訴訟関係についてご説明をします。

国を被告とした石木ダム事業認定処分取消請求事件、事業認定取消訴訟と呼んでおります。それと長崎県、佐世保市を被告としました石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件、工事差止訴訟と呼んでいます2件がございました。ただし、いずれにつきましても、事業認定取消訴訟につきましては令和2年10月、工事差止訴訟については令和4年9月に最高裁判所にて、いずれも上告棄却・上告不受理の決定がなされ、判

決が確定しております。これよりまして石木ダム事業の必要性を認める司法判断が確定しているということになります。

一方、県側が相手方を訴えたものとしまして、工事車両の現場への唯一の入口であるゲート前において、反対住民等による職員や工事請負業者の現場への入場に対する行為、阻止行動がありましたので、それに対して通行妨害禁止仮処分申立を2回行っておりまして、いずれも県の訴えが認められているということになります。

次に、16 ページ、17 ページ、工事の進捗状況について説明をいたします。

○石木ダム建設事務所（廣瀬） 工事の進捗につきましては、現地の状況をドローンで撮影しておりますので、その映像をご覧くださいながら説明いたします。

まず、左側のスクリーンですが、ドローンの撮影ルートでございます。川棚川本川河口より 500m 上流に江川橋がございます。それを起点にしまして上流の方向へ山道橋を通過して合流点から石木川の上流に向かい、ダム建設予定地から付替県道の終点までとなっております。

それでは、前方右側のモニターをご覧ください。

前方が江川橋、左側に川棚町公会堂、その隣に川棚町役場、右側の映像からちょっと外れたところに JR 大村線川棚駅、国道 205 号が位置しております。

左のスクリーンを見ていただきたいんですけども、赤で色を塗っている部分は河川改修の状況を映しておりますが、右上に山切り工事箇所というのがございます。これが右側の動画を見ていただきますと、江川橋上流の上のほうに山切りの部分でありまして、左の河床掘削の状況も映し出しておりますが、それが右側のルートで見ますと江川橋の上・下流のところになります。

このほか、石木川との合流点、下流の河道改修状況につきましては、先ほども申ししておりますとおり、令和 4 年度までに完了しておりまして、現在は山道橋地点において毎秒 1,130 m³の流下能力を確保しているという状況でございます。

さらに上流のほうに向かいますと、左側上に茶色のビルが見えるかと思えます。もう 1 回左側のスクリーンを見ていただきますと、平成 2 年 7 月の洪水状況の写真があるかと思えますけれども、その中ほどの茶色のビルになります。ここ周辺一帯が洪水による浸水被害に見舞われたということでございます。見ていただきますとおり、以前よりも住宅地が広がっている状況がおわかりになられるかと思えます。

さらに、上流のほうに向かっていると、橋が見えるかと思えます。それが治水基準点であります山道橋になります。その左が川棚町の浄水場ということでございまして、川棚川、石木川などから取水した水をこの施設から川棚町内に配水しているという状況でございます。

さらに上流に向かいます。ここが川棚川本川と石木川の合流点になります。ここから石木川の上流に向かっていきます。左側に見えますのが代替宅地でございます。先ほども申しましたとおり、29 区画整備しております。そのうち現在協力していただきました 21 世帯の方々に移転していただいている状況でございます。

真ん中あたりに見えますのが石木川でございます。その左のほう、並行して走ってお

りますのが県道嬉野川棚線になります。

左手に見えますのが碎石場です。下のほうがマユミ碎石、上が古賀建設になります。

中央部に見えますのが県道嬉野川棚線と石木川になります。

県道嬉野川棚線の付替工事の、ここが起点になります。

ダム本体建設予定地がこのあたりになります。ダム本体左岸の工事が令和3年9月より頂部の掘削に取りかかっております。現在はアバット部下部の掘削を続けておりまして、その裏側に見えます白い部分、本体コンクリート打設まで時間があきますので、そこにモルタルの仮吹きによって養生をしている状況でございます。

左に小さい施設がございます、白いのが見えるかと思いますが、ここが団結小屋ということで、県道を挟んだところに反対住民の方が仮設テントを設置して座り込みを続けていらっしゃるということになります。

さらに、右側を見ていただきますと、ここにも付替県道工事箇所になりますが、反対住民の方が座り込みを続けていらっしゃるということで、舗装できていない140m区間につきましては、昨年度、安全に配慮しながら暫定形で盛土を完成しております。現在は工事用車両の通行が可能になっているという状況で、平面図でいきますと左側、赤い点の部分になります。

この付替県道でございますが、全体約3kmありまして、その約4割に当たります1.2kmについて舗装まで完了しているという状況でございます。

右上に見えますのが代替墓地になります。墓地に行くまでの仮橋を左側に設置している状況です。

こちらが3号橋になります。左の平面図の黄色い四角の箇所になります。現在はA1橋台とP1橋脚、P2橋脚、P3橋脚、3つの橋脚が完成しております。現在、A2橋台施工の準備を進めているところでありまして、本年度中に3号橋上部工に着手したいと考えております。

3号橋の右側のところにあります施工中の箇所が岩屋2号線、その上が岩屋1号線になります。左平面図の赤い線のところになります。それぞれ事業区間の約5割程度を現在施工中でございます。

ここで映像が終点部に飛びます。貯水池末端の6号橋になります。左平面図の上の黄色い四角いところの箇所になります。6号橋上部工が現在完了しております。今後は下流側からの工事に合わせて上流側からの付替県道工事も進めていく予定としております。

今説明しましたとおり、石木ダム関連工事については、現在、8か所の工事を実施しております。今後は付替道路の整備促進を図るとともに、新たな町道にも着手し、ダム本体工事の本格着手に向けて途切れなく工事を進めていく予定としております。

以上、工事の進捗の説明を終わります。

○河川課（岩永） 続きまして、18ページ、進捗率のページになります。

こちらに示しますように、事業の進捗状況につきましては、事業に必要な残る用地につきましては、全て所有権を取得しておりますけれども、家屋移転がまだ同意いただけてない13戸を除きまして用地取得は全て完了しているということになります。

平成 29 年 1 月の付替県道工事の本格着手より途切れなく工事を進めており、これまでに説明しましたとおり、付替県道工事は 54%、その他の付替道路は 20%、そしてダム本体工事は、左岸側の掘削 11%に着手している状況でございます。

とりあえず、ここで一旦説明を終わらせていただきます。

○友広委員長 ありがとうございます。

それでは、今、説明をいただきました 18 ページまでについて、委員の皆様からご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。

○梅本委員 9 ページの情報を教えてもらいたいですけれども、これで現在の河道の流下能力、1 秒当たり $1,130 \text{ m}^3$ とされておりまして、この流下能力というのは、石木川合流点より下流の河川改修が完了していることと、野々川ダムがあることを前提とした数字になるのでしょうか。

○河川課（岩永） この $1,130 \text{ m}^3/\text{秒}$ というのは、石木ダムが完成した最終形ということになります。上の野々川ダムと石木ダムがなければ毎秒 $1,400 \text{ m}^3$ が流れてきます。野々川ダムはもうできておりますので、この上のほうで 90 から 10 ということでマイナス 80 としておりますけれども、 80 m^3 をカットしまして、山道橋地点では $1,320 \text{ m}^3/\text{秒}$ です。そこで石木ダムができると、それが $1,130 \text{ m}^3/\text{秒}$ に軽減させることができるということです。

○梅本委員 四角の、現在の河道の流下能力、これが $1,130 \text{ m}^3/\text{秒}$ というのは。

○河川課（岩永） 現在は、それだけ流すことができる川の能力、川の断面を確保しているということです。

○梅本委員 現在の能力というのが、野々川ダムがあって、石木川合流点より下流の河川改修工事が完了したことを前提とした能力と考えていいですか。

○河川課（岩永） ダムが、野々川ダムも石木ダムもなければ $1,400$ ですね、野々川ダムがあると $1,320$ になります。ただし、今の山道橋地点での河川の能力は $1,130$ ですと。その差を石木ダムで洪水調節を行わなければならないということです。

○梅本委員 ちょっと私の理解が、川棚川の中に $(1,400)$ と、下に $1,130$ と書いてあって、 $1,130$ というのは 100 年に 1 回の降雨量があっても石木ダムが完成していれば $1,130$ になるという意味の $1,130$ だと思うんですが、上の四角ですね、そこの現在の河道の流下能力の $1,130$ というのは、現在、 $1,130$ まで対応できると。

○河川課（岩永） そこは河川改修を行っておりまして、川幅を広げたり、河床掘削を行うことによって $1,130 \text{ m}^3/\text{秒}$ は安全に流せるだけの河川の能力は確保しているということです。

○梅本委員 それで、この配分図でよく分からないのが、野々川ダムでは 90 流れて 10 に減るということですよ。石木川は 280 流れてもダムがあれば 60 に減るということで、合わせたらマイナス 300 になると思うんですけれども、それがマイナス 270 になるんですかね。これはどんな理由からなんでしょうか。

○河川課（岩永） そこは確かにきっちり足し算、引き算にはならないんですけれども、時差とか、時差といいますか、カット、野々川ダムは上流にございますので、それからの時差とか下流に流れてくるまでの流入量とか、そういったものを含めると、そこでぴったり

マイナス 300 にはならないというところです。

○梅本委員 270 まで下がるということですね。

続けて、10 ページですが、これまでの洪水被害が幾つかあって、昭和 23 年 9 月 11 日の洪水被害が最も大きかったということだと思いますけれども、平成 27 年度の委員会の議事録を見ますと、昭和 23 年 9 月 11 日の洪水被害があった時の流量が毎秒約 1,120 トン程度だったというふうなご説明が議事録にあったんですけど、それはそれでいいんですかね。

○河川課（岩永） 先ほど説明しましたがけれども、戦後 4 回起きた洪水相当の雨が今降ったとしても、1,120 m³/秒ですかね、流れてきても、現在の河川の状況では安全に流すことができるということになっております。

○梅本委員 そうすると、石木ダムがなくても現在の流下能力というのが毎秒 1,130 m³あるので、戦後最大の昭和 23 年の降雨があっても対応はできると。

○河川課（岩永） そうなんですけれども、ただ、県が目指していますのは 100 年に 1 回の雨に対応できるような計画ということですので、そこを目指していくということになります。

○梅本委員 もう一つ、100 年に 1 回というのが 9 ページの 3 時間 203 mm、24 時間で 400 mm の降雨というふうに考えていいですか。

○河川課（岩永） はい、そうです。

○梅本委員 それで、先ほどの 10 ページの戦後最大の昭和 23 年 9 月 11 日の洪水の時ですかね、これが 3 時間 187.6 mm、24 時間で 384.2 mm ということで、先ほどの 100 年に 1 回の降雨、例えば 24 時間を比べると、24 時間で 16 mm 程度の試算になると思うんですけども、その 24 時間で 16 mm の降雨の増、それに対応するようなものになるんですか。

○河川課（岩永） 24 時間の雨量もそうですし、3 時間雨量も 203 mm というのを考えておりますので、その両方を対応させることで 100 年に 1 回の雨に対応できるような整備が行えるものと考えております。

○梅本委員 単純な引き算とか足し算で出るのかどうか分からないんですけども、降雨の、例えば 24 時間の 16 mm の増というのは、どれだけの被害が想定されるんでしょうか。

○河川課（岩永） 具体的にどれくらいということはちょっと難しいんですけども、先ほど確率の話をしましたけれども、昭和 23 年の雨でいきますと、大体 60 分の 1 とか 80 分の 1 ぐらいの雨でしたけれども、その雨になるということですね。16 mm の差によって被害がどれくらい増えるかということは、ちょっとここでは申し上げられないんですけども。

○中村委員 今の梅本委員の質問の中で 100 年に一度の対象の降雨量の 3 時間雨量、24 時間雨量の話が出ましたが、この数値は前回の再評価の審議以降、近年でまた幾つか大きな雨が降ったと思うんですけど、再度検証されて、現在も妥当なものであるという確認はされているのでしょうか。

○河川課（岩永） 前回、令和元年でしたけれども、その後、令和 2 年とか令和 3 年、雨は降っておりますけれども、令和 5 年の雨まで入れて統計の確認というのをしております。

て、先ほどの 3 時間 203 mm、24 時間 400 mm というのは変わらないということは確認をしております。

○大嶺副委員長 今回の議論のことなんですけど、最初、梅本委員から言われた昭和 23 年ぐらいの雨が降ったらという話で、多分、河川改修である程度、前と比べたら降水の影響というのは小さくなっていると思うんですけど、それでダムがあるかないかの時の治水の効果がどれぐらいというのが、前と比べたら河川改修によって大分減るのかなと思っています。

それと併せて、100 年に 1 度という雨の降り方が、例えば国交省のほうで今議論が進んでいるのかどうか。温暖化でどんどん雨の降り方が変わったり、あと、線状降水帯で局所的な雨の降り方が起こることもあると思うんですけど、そういう計画というのは、今のところ、変更はないと考えてよろしいのでしょうか。

○河川課（岩永） まず、2 番目のほうから説明をさせていただきますと、いわゆる大きな雨が降った時に河川整備基本方針というのを見直す、河川整備基本方針で基本高水のピーク流量を決めておりますので、それが実際にそれよりも大きい雨が降ったとなると、そこを見直すという方針で進めるように考えているんですけども、現在のところ、長崎県においては、幸いにもそういった雨は降っていないということでございます。川棚川につきましても、そういったものはありませんので、今のところは、その雨量の見直しというのは必要ないのかなと考えております。

最初の質問を、もう一度よろしいでしょうか。

○大嶺副委員長 質問ではなくて、被害の影響というのは、多分、以前と比べたら軽減されるのかなと思ったんですが。

○河川課（岩永） 河川改修が進んでおりますので、当然、事業開始時点と比べれば、そこは改善されているというふうに思うんですけども、こちらの事業といいますのは、先ほど言いましたように河川改修とダムによる最適な組み合わせによるものということで進めておりますので、その当時の事業開始時点の川の断面とか、そういったもので被害額を算定しております。当然、河川の改修が進んでいけば状況はよくなっていくというのは考えられるんですけども、そこは当然のこととして、あくまでも事業開始時点での算出方法に基づいて行っているということでございます。

○大嶺副委員長 分かりました。

○友広委員長 ほかにございませんか。

○狩野委員 3 ページの工期のところですけども、もしかするとこの後、説明があるかもしれないんですけども、下の表の石木ダム事業の工程、この中にクリティカルパスの記載がありますけども、これと工期の関係といったところで少し詳しく説明をいただければと思います。

○河川課（岩永） このクリティカルパスといいますのが、工程に左右するところということですね。なので、この黄色の線をたどっていくと節目ということになるんですけども、よろしいでしょうか。

○狩野委員 ということは、付替道路の工事が令和 7 年度中に仮に終わらなければ、工期

もさらに延びますよと、そういう意味合いでよろしいですか。

○河川課（岩永） この付替道路工事では、7年度のところは県道1工区+迂回路ということはありますけれども、先ほど申しましたけれども、そこができて上流にお住まいの方の生活道路を確保しないと、そのダムの本体工事にはかかれないという意味合いからクリティカルパスというふうにしておりますので、そこが一つの節目になると考えております。

○五島委員 工期についての質問が私も少しあるんですけれども、これ、もともと1973年に始まって、41年前にこのダムの工事が始まったということで、当初、約30年間くらいで完成するはずが、既に10年以上増えていて、それで前回の第9回、令和1年度から、今、6年度なので5年前なんですけど、その5年前から、またさらに将来的に7年増えてということで、結局、令和14年までかかる。

特に前回から、5年前から今までの7年の延長というその理由なんですけど、見ていくと工期延長に伴う理由というのが、付替工事の遅れ、働き方改革に伴う工期延長ということで、その内訳、付替工事の遅れというのが、この反対運動にどれくらい影響されているのか、そこら辺のところを教えてくださいませんか。

○友広委員長 そこら辺は次の…

○河川課（岩永） そうですね。この後の後半の部分で詳しくご説明をさせていただきますので、よろしいでしょうか。

○五島委員 はい。

○大嶺副委員長 別の件なんですけど、5ページのダムと全体のこれを見ると、ダムのことじゃないんですけど、上のほうにかなり大きな碎石場があって、この碎石場が今からもっと増えるのか、前からどれぐらい広がっていたのか。雨の降り方で、例えば大雨が降ったらこの碎石場にしみ込む雨の量って、かなり少なく、川に大分流れると思うんですけど、それが将来的にもっと広がるのか、あるいは碎石が終わったら緑化して山みたいになるのか、それによって将来的に下流の川の流量とか影響するんじゃないかなと思ったんですけど、お願いします。

○河川課（岩永） 碎石場の状況なんですけれども、私のほうも今後の掘削計画とかについては詳しいところは分からないんですが、10年前と比べてもかなり広がってきていると思っております。どこまでいくかというのは、はっきり分からないんですけど、それによって雨が降った時に流れてくるのも考えられるんですけど、碎石場の中には沈砂池といいますか、濁った水をためておくようなものもあるということで、雨が降ってすぐ流れ出てくるものというのは抑制しているのではないかと考えております。

○大嶺副委員長 多分、大雨が降ったら影響が出ていて、ダムの話じゃないですけど、そういう碎石場って、今の時代、リサイクル、発生土を使うとかすれば、そんなに大きな碎石場は必要ないんじゃないかなという別の観点で、それがやっぱり下流の水の量にも影響を及ぼすんじゃないかなと思いますので、全体的なことで検討いただければと思います。

○友広委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○友広委員長 それでは、前半の分は一応、後でまたご意見、ご質問がございましたらお

受けすることといたしまして、19 ページ以降の関係についてご説明をお願いいたします。

○河川課（岩永） それでは、19 ページから後半部分になります。

工期の変更についてご説明をさせていただきます。

前回、令和元年の時点では、完成年度を令和 7 年度までとしておりましたけれども、今回、7 年間延長を行いまして、令和 14 年度末までというふうに考えております。

工期の延長の理由としましては、付替道路工事やダムサイト周辺での反対住民等への影響を考慮した施工計画の見直しに伴うもの、それから、労働基準法改正、いわゆる働き方改革に伴うものとして、計 7 年の遅れとなります。

こちらについて詳しく説明します。20 ページになります。

まず、付替道路・ダムサイト周辺での反対住民等への影響を考慮した施工計画の見直しに伴う工期延長についてでございます。

こちら、20 ページの上のほうに写真がございますけれども、石木ダムの付替道路工事につきましては、平成 22 年 3 月、それから平成 26 年 7 月に付替県道工事に着手しておりますけれども、いずれも工事現場に入る手前のゲートのところにおいて反対住民等の方々の立ち塞がり行為というのが継続しまして、職員や工事請負業者の入場ができず、工事ができなかったということから、平成 26 年 8 月と平成 28 年 10 月に県側が通行妨害禁止仮処分命令申立といったものを裁判所に提出しまして、仮処分の命令が認められております。

ただし、その後もこの立ち塞がり行為というのが止まることはなく、平成 29 年 1 月末に場内に現場詰め所を設置しまして重機を搬入しておりますが、その後からは、その行為の場所が変わりまして、場内で重機の周辺に座り込みを行ったり、ダンプトラックの通行路に座り込む行為といったものが何年か続きました。それを経まして現在は付替県道工事の盛土部、それからダム本体右岸側の 2 か所の買収地内にテントを張って座り込んでおられるという行為が現在も続いているということでございます。

このため、前回、令和元年の再評価以降も工事請負業者や反対住民等の双方の安全を第一として安全性に配慮しながら慎重に工事を進めるとともに、座り込み箇所を避けた施工計画の策定であったり、反対住民等と接触しない場所へ仮設工事用道路を建設するなどして工事の進捗を図ってまいりました。

しかしながら、着工不能期間や施工効率の大幅な低下といったことに見舞われたことから工事工程が大幅に遅れておりまして、完成が約 6 年、遅れる見込みとなっております。反対住民等の方々は、現在もこの盛土部、それから本体右岸側の 2 か所にテントを張りまして、朝から夕方まで合わせて十数名程度の方々が座り込むという行為が続けられているということになります。

続きまして、21 ページ、労働基準法改正に伴う働き方改革に伴いまして、ダム本体工事におきましてもダム工事積算資料といったものの改定が行われ、完全 4 週 8 休制度（土日完全閉所）に向け、休日前のコンクリート打設が不可能となっております。打設スケジュールを見直すことにより、本体コンクリートの打設期間が約 1 年間、延伸することとなっております。これは堤体コンクリートの打設の際に、打設されたコンクリートの上面

がレイタンスと呼ばれるセメント等の微粒分に覆われ、その上にそのままコンクリートを打つと止水上の問題点が発生する可能性があります。そこで、まだ十分固まっていない段階で圧力水やブラシを用いた機械で上面を薄く削り取るグリーンカットと呼ばれる作業を行う必要があります。このグリーンカット作業がコンクリートの打設翌日に発生するため、この作業が土日処理に当たらないような打設スケジュールに変更するためということになります。

先ほどの付替道路工事やダムサイト周辺での反対住民等への影響を考慮した施工計画の見直しに伴う工期延長 6 年と合わせまして約 7 年の延長となりまして、完成予定年度を令和 14 年度末へと変更したいと考えております。

続きまして、22 ページでございます。事業費の変更についてになります。

現在の 285 億円から新事業費 420 億円と約 1.5 倍、135 億円の増額となりますが、こちらにありますように、事業進捗に伴い判明した要因による増約 67 億円、工期延長に伴う増約 12 億円、社会的要因の変更による増約 37 億円、リスク対策費による増約 19 億円の 4 点から説明をします。

23 ページをご覧ください。事業進捗に伴い判明した要因による増約 67 億円のうち、測量設計費の増が約 29 億円ございますが、このうちのダム本体の地質調査による増が約 14 億円となります。こちらにつきましては、ダム本体部に係る地質調査につきましては、昭和 50 年の事業開始前の昭和 48 年度から平成 21 年度までに計 94 本のボーリング調査を行っておりますが、その半数以上が昭和 50 年以前と昭和 58 年頃でございます。当時のボーリングのコアの採取技術によりましてコア採取が十分できていなかったこと、それから、時代が古くコアの保存状態がよくないということもございまして、十分な地質調査ができないものが多く存在しました。ただし、近年の地質調査技術の進歩に伴いましてボーリングコアの採取技術やボーリング坑内の壁面を直接観察することができるボアホールテレビによる観察、水の通しやすさを把握する透水試験の精度向上などに伴いまして、以前は分からなかったより正確な情報を調査段階で把握できるようになっております。これに伴いまして令和 2 年度以降に付替道路工事の進捗に伴う現場条件から追加地質調査を行うことが可能となったため、34 本の追加ボーリングを行っております。ダム本体基礎掘削範囲の確認やダム完成後の湛水後に下流側に水漏れしないように行う基礎処理工の範囲確定に反映をさせることといたしました。

次に、24 ページをご覧ください。事業進捗に伴い判明した要因による増のうち基礎処理計画範囲追加による増、約 18 億円についてです。

これは先ほど申しましたが、ダムが完成して湛水した場合にダムの基礎岩盤から下流に水が漏れていかにようにダムの堤体から鉛直方向に数多くのボーリングを行い、そこから岩盤の亀裂部分にセメントミルクを注入し、広範囲にわたって遮水壁を造るカーテングラウチングと呼ばれる基礎処理工事を行う必要がございます。

この基礎処理工の範囲の確定と延長、セメント注入量の数量の確定につきましては、施工完了後の精算時点で確定するものであり、ダム本体基礎部の地質の種類や地形特性の状況により大きく変わる場合がございます。基礎処理工の範囲や数量の精度を上げるために

は、調査時点で多くのボーリング調査を実施して確定をする方法と、ダム本体工事の発注後に基礎処理工のパイロット孔と呼ばれる先行孔として実施し、確定する方法がございすけれども、後者のダム本体工事発注後の対応では、工事契約後に大幅な変更が発生することが懸念されました。そのため、石木ダムにつきましては、基礎処理工の範囲を決めることが難しい地質構造であることから、工事発注前段階で追加調査を多数実施し、この基礎処理範囲を決めるよう調査・解析を進めることとしました。

当初は、従前の地質調査結果を基に、青の部分である必要最低限の範囲で基礎処理工を計画しておりましたが、昨今の地質調査や解析技術の進歩などを背景に、個々のダム基礎地盤に応じた合理的な基礎処理計画の立案が求められております。そのため、この青のラインで計画をしておったものが施工時には最大限の範囲、ピンクの点線のところまでなるおそれが懸念されまして、費用の追加が見込まれました。そのため、今回、事前の地質調査を数多く行ったこと、そして、それによる地質解析を行ったことにより、地山の奥行き方向、左右方向、特に右側方向ですけれども、こちらがこの点線よりも内側のほうから難透水層の高まりが見込まれるということで、基礎処理範囲を赤のところまで縮小するような検討を行っております。

このように、追加の地質調査を設計に反映させることによって、実際の施工時に大幅な変更増額とならないように基礎処理範囲の最適化を図っているということでございます。

次に、25 ページをご覧ください。事業進捗に伴い判明した要因による増のうち、工事現場内の安全対策等を考慮した仮設工の追加による増、約 10 億円になります。

先ほど工期延長の理由の際にも申しましたが、工事請負業者、それから反対住民の双方の安全を第一として、安全性に配慮しながら慎重に工事を進めることが求められましたから、座り込み箇所を避けた施工計画の策定であるとか、反対住民と接触しない場所へ仮設工事用道路を建設することによって工事の進捗を図ってまいりました。

このため、こちらの左側の写真にありますけれども、3 号橋のところの施工に伴いまして、現在の町道を利用するのではなくて、新たな工事用道路を場内側から設置することによって、反対住民等との接触を回避して工事を進めてきたことや、本来ならば付替県道が完成し、新しい道から代替墓地へ進入することを想定しておったんですが、完成が遅れたため代替墓地への通路を確保するため現町道へ仮橋を設置するといった工事が必要となりました。

また、今後も付替道路工事の施工に伴いまして、工事用仮橋や宅地裏の切土の際の切取防護柵の設置、橋梁下部工を施工する際の土留めのための矢板の設置であるとか仮設工が想定されることから、その追加分を計上しております。

次に、26 ページをご覧ください。事業進捗に伴い判明した要因による増のうち、切土掘削法面の追加対策による増、約 10 億円になります。

付替道路工事において掘削工事の結果、岩盤線が想定よりも深い位置で確認されたり、一部脆弱な岩盤層等が確認されましたので、その部分については法面の安定性の確保のため、対策工事としてコンクリート法枠工などの法面对策を追加する必要性が生じております。左側の写真に示しているようにコンクリートの法枠工を設置しております。また、今後も

付替道路施工箇所でも同様な事象が想定されることから、その対策費用を計上しているものでございます。

次に、27 ページをご覧ください。事業進捗に伴い判明した要因による増、67 億円のうち、測量設計費の増が約 29 億円ございましたが、そのうちの測量やダム設計、道路設計、仮設工設計等の追加によるものが約 15 億円となります。これは、これまで説明してきましたとおり、追加地質調査による地質の総合解析、基礎処理範囲の変更に伴うダム実施設計、工事現場内の安全対策等を考慮した施工計画の見直しのための測量、道路詳細設計、仮設工設計、法面对策のための道路法面設計など、当初想定していなかった事象に対応するため、測量費用や各種設計費用を増額するものでございます。

また、工期延長に伴う増約 12 億円についてですが、働き方改革による工事期間増に伴う損料費等の増約 11 億円についてですが、先ほど働き方改革によりまして本体コンクリートの打設期間が約 1 年長くなったとご説明いたしました、そのことに伴い打設設備の機械損料費が増加することや、完全 4 週 8 休制を実現するための費用として労務費や機械損料費を補正しておくことから計上しております。

また、工期延長に伴いまして、水文調査や環境調査といった継続モニタリング調査の期間が延長することから約 1 億円の増としております。

次に、28 ページをご覧ください。社会的要因の変更による増 37 億円のうち、公共工事関連単価等の見直しによる増約 32 億円になります。

前回の事業再評価、令和元年度以降に工事労務費や設計業務技術者単価は約 1.2 倍、建設資材単価は約 1.4 倍に上昇しております。

建設資材についてももう少し詳細に申しますと、経済調査会から資材ごとの建設資材の価格指数が公表されておりますが、令和元年度から令和 5 年度にかけて、セメントは 1.48 倍、生コンクリートは 1.49 倍、コンクリート二次製品が 1.64 倍となるなど、いずれも大幅な単価上昇が見受けられます。これによりまして人件費や資材価格の高騰により約 32 億円の増となっております。

29 ページ、消費税率の変更による増が約 5 億円になります。前回の再評価以降、令和元年 10 月に 8%から 10%に消費税率が変更となっております。これに伴い約 5 億円の増となっております。

次に、30 ページをご覧ください。リスク対策費による増が約 19 億円になります。

これは令和 5 年 6 月に国土交通省より、「ダム事業における適切な事業監理について」との文書が通知され、全国のダム事業において、事業評価年以降の物価上昇等の社会的要因への対応として、残事業費の 10%をリスク対策費として計上することとなっております。これはダム事業が他事業と比べて長期の工事期間となることが多く、一部の工程の遅延が全体工程の遅延に直結し、工期延長に伴う追加費用が生じるリスクが高いということから、物価上昇等に伴う事業費増や予見不可能な将来の事業費の変動要因、残余リスクへの対応のため、全国のダム事業において事業費改定のタイミングでこのリスク対策費を計上するようにということになっております。

以上が事業費増額の説明となります。

続きまして、31 ページ、事業の投資効果でございます。

長崎県が事業主体でございます洪水調節と流水の正常な機能の維持における事業の投資効果についてご説明いたします。

最初に、ダム事業の費用対効果分析の考え方ですが、費用については、洪水調節のためのダム建設費とダム完成後の維持管理費を合わせたものとなります。

次に、ダム施設の整備による便益、防御し得る被害額としましては、洪水の直接的な被害の軽減として家屋や農作物、公共土木施設などの被害と洪水の間接的な被害の軽減として営業停止損失などがあり、この 2 つが併せて治水の効果となります。それから、流水の正常な機能の維持として渇水による被害の軽減などが効果となりまして、これらを併せましてダム事業の便益となります。

これら総便益と総費用についてマニュアル等に基づきデフレーター及び社会的割引率を用いて現在価値化を行い、その比率が費用対効果となります。今回の石木ダムの場合は、総便益の約 519 億円に対して総費用が約 468 億円ということで、費用対効果、B/C は 1.11 となります。前回、令和元年度の再評価時点では B/C は 1.21 でございました。前回よりも下がってはおりますけれども、1.0 以上はあり、事業効果は十分にあるというふうに確認をしております。

また、残事業の投資効率性の評価として事業を継続した場合の費用及び便益から事業を中止した場合の費用及び便益を除外した残事業 B/C についても算出しておりまして、4.12 となっております。

また、国では、工期や残事業費、資産の今後の変動による費用対効果を感度分析評価という形で実施しております。今回、石木ダムについても算出しております。結果は、工期が 10%延びれば 1.10、残事業費が 10%増加すれば一番厳しく 1.07、資産が 10%減少すれば 1.09 という結果になっております。

なお、治水事業における費用・便益分析を行う際のマニュアルであります治水経済調査マニュアルが本年 4 月に改訂されております。その中でこれまで国土交通省所管の公共事業において、費用・便益分析で適用される社会的割引率は全て 4%とされており、当面はこれを適用するとなっておりますけれども、最新の社会経済情勢等を踏まえ、比較のための参考値として 2%と 1%を設定してもよいということになっております。

このことから、石木ダム事業採択時、昭和 50 年度から令和 4 年度までは、これまでの社会的割引率 4%を用いることは変わりませんが、令和 5 年度以降は 4%のほかに 2%、1%を設定した場合の試算した結果を右側のほう、4.38 とか 4.57、1.29、1.46 と、こういったものも試算値として示しております。

次に、32 ページをご覧ください。先ほどの治水経済調査マニュアルに基づき、家屋や家庭資産、事業所資産、農産物、公共土木施設等の直接被害や、直接被害から波及的に生じる間接被害のうち経済評価が可能な被害額を便益として計上しております。ただし、人命等の人的被害や交通遮断による波及被害、家庭における平時の活動阻害、被害による精神的打撃等の便益としてその効果を計測するものが難しいものがございます、こちらは B/C では計測できない効果となっております、今回の便益には計上いたしておりません。

次に、33 ページをご覧ください。治水代替案立案の可能性についてご説明をします。

治水代替案としては、平成 22 年に行われたダム検証での再評価実施要領細目において示された 26 策を対象として、川棚川流域で適用可能な案について、現行ダム案を含む 8 案について検討しております。現行ダム案のほかに遊水地案その 1、遊水地案その 2、放水路案、河床掘削案、引堤案、堤防嵩上げ案、河川改修と引堤の複合案の 8 案となります。

河道外貯留施設としての遊水地案その 1、遊水地案その 2、石木ダム本体工事付近の予定地から洪水をトンネル方式で直接大村湾に放水する放水路案として比較しております。また、河川改修の代替案としましては、石木ダムを建設しない場合の代替計画となりますので、川棚川の本川では山道橋基準地点において、石木ダム完成前の計画高水流量であります毎秒 1,320 m³と石木ダム完成後の計画高水流量 1,130 m³の差となる 190 m³、石木ダムでの洪水調節量と同じこの分の流下能力の増加を行う必要がございます。

河川改修の場合、川幅が広がりますと、取水をしておりました山道堰の改築が必要となるほか、橋梁につきましては、下流から町道川棚橋や JR 橋梁、国道川棚大橋や江川橋、山道橋の架け替えが必要となります。

また、河床掘削の場合、現河床から数m程度掘り下げるようになりますことから、護岸工の根継ぎの工事が必要となったりします。

その結果、コストなどの観点から、現行ダム案が優位と判断、評価をされ、その後の事業認定においても、現行ダム案が経済性の面から有利と判断されております。

その後、先ほど申しましたとおり、川棚川の河川改修、石木川との合流点より下流は完了しておりますが、周辺の建物等の状況に大きな変更はございませんので、治水代替案につきましては、現在の価格で確認を行いました。現行ダム案が有利である点には変わりはありませんでした。

なお、現行ダム案の事業費につきましては、先ほどの再評価実施要領細目に基づきまして、残事業費での評価としております。新事業費 420 億円から令和 5 年度までの執行済みの事業費 210 億円を引いた残事業費 210 億円のうち、長崎県負担分の 65%を掛けたものを治水容量分と、この後出てきます不特定流水の正常な機能の維持の部分を容量案分したものが 108 億円という現行ダム案の費用となります。

また、治水代替案の検討につきましては、全国のルールの中でダム中止に伴って発生する費用として過年度事業に対する利水者負担の費用についても計上することとなっておりますので、こちらのほうに反映させております。

次に、34 ページをご覧ください。流水の正常な機能の維持に関する代替案立案の可能性についてです。

最初に、石木ダムの目的のところでご説明しましたがけれども、流水の正常な機能の維持は、渇水時も川の水の流れを安定させ、既得用水の確保や水生生物の生息環境、景観を保存するものでございます。地元川棚町は、現在でも川棚町と石木川から 1 日当たり 7,500 m³を取水しております。佐世保市につきましても、現在でも川棚川から 1 日当たり 1 万 5,000 m³を取水しております。いずれも石木ダムができることによって今よりも安定した取水が可能ということになります。

こちらにつきましても、先ほどのダム検証時の再評価実施要領の細目において示された案から現行のダム案を含む4案について比較しております。河道外貯留施設としての貯水池案その1や貯水池案その2、石木川の左支川、岩屋川に流水の正常な機能の維持を目的とした貯留・補給施設として高さ38.5m、総貯水容量80万 m^3 のダムを建設する岩屋川ダム案の4案で比較をしております。先ほどの治水代替案と同様に、現在の価格で確認を行っておりますけれども、現行ダム案が優位であるという点には変わりはありませんでした。

こちらの現行ダム案の考え方としまして、先ほどと同様に残事業費をベースに考えておりまして、この39億円という数字を出しております。こちらにつきましてもダム中止に伴って発生する費用として、過年度事業に対する利水者負担等について計上いたしております。

次に、35ページです。最後に、対応方針（原案）となりますけれども、ここで事業者であります長崎県河川課の独自の判断としまして、昨今の気候変動に伴う頻発・激甚化する大雨被害を考慮しまして、再評価委員会の中で対応方針の妥当性を判断するに当たっての参考になるのではないかと考え、ダム工学などに精通し、治水、利水にも見識が深い一般社団法人ダム工学会会長である京都大学防災研究所水資源環境研究センターの角 哲也 特定教授にも事前に同じ資料で説明し、次のようなご意見をいただきましたので紹介をさせていただきます。

1、事業の必要性と費用・便益比、代替案を勘案し、当該事業の優位性を認める。代替案比較についても評価は適切に行われており、現行ダム案が最も有利であるとの県の検討結果は概ね妥当と考える。

2、国の方針で気候変動影響を考慮した降雨や流量の増加を河川の整備基本方針に盛り込む作業を進めておりますが、気温及び海面水温の上昇に伴う線状降水帯の激甚化、頻発化を考慮すれば、本事業は今後より重要になるものと考えられる。

3、気候変動に伴う影響は、異常渇水の発生に伴う利水安全度の低下をもたらす懸念も高い。長崎県のような流域面積が小さく流況が不安定な河川に依存する地域では、時間的、空間的に局所化する降雨を効果的に貯留し、後続の少雨期間に備えることが極めて重要である。

4、働き方改革など社会情勢の変化も踏まえて事業が今後も長期にわたることから、ダム建設に伴う本体工事や基礎処理、付替道路工事などのコスト縮減と事業全体の早期完成に向けて効率的、効果的な整備手法や、整備順序の検討を行って着実に事業を推進していくようお願いする。

という、この4つの意見を頂いております。

35ページになりますが、これまでの説明のまとめとなりますが、まず、事業の必要性等に関する視点として、反対住民等が提訴した事業認定取消訴訟や工事差止訴訟、いずれも最高裁判決まで至っており、事業の必要性や工事の実施についての事業者側の考えを支持する司法判断が得られております。

気候変動に伴う線状降水帯の激甚化、頻発化による降雨や流量の増加、また、異常渇水

の発生による利水安全の低下を考慮すれば、本事業は、今後ますます重要になるものと考えられます。

新事業費における費用対効果は 1.11 であり、令和 3 年 9 月にダム本体の掘削工事に着手するとともに、引き続き切れ目なく付替道路工事の事業進捗を図っております。

また、令和 4 年度までに川棚川の石木川合流点より下流の河川改修は完了しており、河川整備計画に位置づけられた工事は、石木ダム建設を残すのみとなっております。

それから、事業に必要な残る用地については、令和元年度までに所有権を取得しております。

また、事業の必要性については、県民や地元住民にご理解とご協力を得られるように幅広く広報を行い、事業の進捗に努めてまいりたいと思います。

代替案立案の可能性の視点として、治水や流水の正常な機能の維持について、現行ダム案と代替案を比較しておりますけれども、いずれも現行ダム案が優位であるというふうに評価しております。

これら 3 つの視点での検討結果を踏まえまして、石木ダムは、川棚川の抜本的な治水対策のために必要不可欠な事業であり、早期に完成させる必要があるため、令和 14 年度末の完成を目指し、総事業費 420 億円として、対応方針（原案）として事業継続をお願いしたいと思っております。

最後に、別添の資料、スクリーンを見ていただきたいんですが、ダム完成後のダム周辺の活性化につきまして、関係住民の生活の安定と周辺地域の活性化のために、ダム建設と併せて地域振興策を講じることが大変重要であるというふうに考えております。現在、佐世保市及び川棚町と水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画の策定を進めております。

ここにダム完成後のイメージをお示ししておりますが、上流の木場地区の水汲み場であったり、貯水池末端のほたる広場の整備、ダムの堤体直下広場の整備、岩屋神社周辺の交流と憩いの場の整備など、地域の周辺整備、周辺資源を生かした地域づくりを地域住民の生活基盤の整備、町民の生活の質の向上のための施設整備、それから、地域外からの誘客のための施設整備といった 3 つの視点からレベルアップを進めてまいりたいと思っております。

今申しましたそれぞれのところのイメージを示しております。これらの水源地域整備計画の素案につきましては、今年度のできるだけ早い時期に公表して川棚町民の皆様に地域振興策に対する具体的なイメージをお持ちいただくことで、石木ダム事業への建設促進につなげていきたいというふうに考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしく申し上げます。

○友広委員長 ありがとうございます。

ここで 10 分ほど休憩いたします。

— 午後 3 時 16 分 休憩 —

— 午後 3 時 26 分 再開 —

○友広委員長 委員会を再開いたします。

先ほど、五島委員からご質問がございましたことについてお答えいただければと思います。

○五島委員 長い後半の説明を伺った後でもう一度問い直します。

工期延長に伴う増というのが、働き方改革と工期延長に伴う 2 つと、測量設計費というふうに分けられていて、前者が計 11 億円で、そのうち 7 分の 1 が反対運動によるものということで、結局、延びた分の 7 分の 6 が反対運動によるということで、その延びたことによって社会的要因の変更による話も起因し、リスク対策もその延びたことによって発生したということになってくると、つまりこれも関わってくるということになると、全体の 30%、今この 135 億円増額のうちの 30%~40%が反対運動に係る原因によるものということでしょうか。

○河川課(岩永) なかなかはっきりそのことに対して反対運動に伴う費用増加、それだけを抽出するというのは非常に難しいところがございます。ただ、考え方とすれば、今言っていたような形に、総費用のうちの 10%とか、その程度というふうに考えていただければ間違いはないかと思います。

○五島委員 その上でもう一つ質問は、この土地に関しては、全て所有権を県のほうが取得しているという話なんです、それに関して住民、もともと住んでいらっしゃった方たちの補償というのは、もう全て終わってるんですか。

○河川課(岩永) 先ほど用地収用のところでちょっとお話をさせていただいたんですが、用地補償費の支出というものは終わっております。それはただし反対されている方々がお受取りをされていないということで法務局に供託をされているということになっておりまして、県側、事業者側としては、お支払いはしているということになります。

○五島委員 受け取ってないけどと、分かりました。ありがとうございます。

○中村委員 事業費の変更のところ、追加で水文や環境調査が期間を延長した分、また追加で発生するとのことなんです、この環境調査等につきましては、事業期間の中のどのタイミングで何回ぐらい行っているのかということと、あと、その公開等は、いつ、どのようにされているのか教えていただけますか。

○河川課(岩永) まず、追加調査、環境調査ですけれども、平成 19 年度に県の条例に基づく環境アセスというものを行っております。その後、毎年、環境調査、事後調査と言われます、例えば植物を移植したりということを行っておりますので、それにつきましては毎年調査をしまして、例年 5 月とか 6 月ぐらいに事後評価の公表というものを行っております。

水文調査につきましては、これは雨量調査でありますとか流量調査になります。これは機器を設置しまして水位観測であるとか雨量の観測を行っているもので、常時行っているものになります。

○中村委員 では、環境調査については、前回の再評価以降で、この 5 年間で特に状況が変わったということはありませんか。

○河川課(岩永) 植物とか移植した状況がよいものについては、モニタリングをそれ以上行わなくてもよいというようにしたものもございます。そこはその専門家の方々に相談

させていただいて、そういう結果にしております。まだうまくいってないといひますか、順調に進んでいないものについては、もう少し継続調査が必要ですよねというやうな意見をいただいたものについては、ずっと継続しているということになります。

○中村委員 分かりました。

○狩野委員 事業計画の変更についてですけれども、23 ページに本体地質調査の追加ということで14 億円増というのがあります。まだこれは調査中ということでご説明があったと思うんですけども、仮にこの調査結果によって、次のページですね、基礎処理の計画範囲、これは現時点計画という形になっていますけれども、調査結果によっては、これが可能性としては最大限のところまで広がる可能性はゼロではないということですか。

○河川課（岩永） 当初、追加調査をする前まではそのように考えておったんですけども、追加調査がかなりできましたので、そこで現時点では、この赤のところまでは縮小は可能だろうということで考えておりますので、これがピンクの点線の最大限のところまではいくことはもうないというふうに考えております。多少は範囲が広がる可能性はありますけれども、大幅に増えるということはないと考えております。

○狩野委員 ありがとうございます。

○大嶺副委員長 今の基礎処理の範囲ですけど、旧計画だとかなり小さな、恐らくそれで予算を断定されていて、今回新しく調査した結果、18 億円増となっているんですけど、この断面を見ると旧計画から比べるとかなり赤い線でも大きくなっていて、それで18 億円増で済むのかなというのと、その範囲はカーテングラウチングをすると思うんですけど、その例えばセメントの価格とかかなり上昇してて、カーテングラウチングの予算を幾ら見積もって、それが増えるか増えないとか、そういったことも検討されているのか教えてください。

○河川課（岩永） この18 億円増といひますのは、基礎処理工事の費用増ということで考えております。青に比べて赤のほうが、この広がりに対して費用が少し少ないんじゃないかということなんですけれども、これは積算をしておりますので、それほどかけ離れたものではないと思っています。ある程度正確な数字だと思っています。

それと、セメントの価格上昇ということもありましたけれども、これも実際セメントミルクの注入をするという時には、その岩盤の性質によって濃度を濃い目にしたりとか少し薄目でしたりとか、そういったこともございますので、そういったことも含めて積算をして、この18 億円増というものを算出しておりますので、大幅な変更はないものと考えております。

○大嶺副委員長 それともう一つ、カーテングラウチングって、今回、ボーリング調査で亀裂の状態はかなり分かっていると思うんですけど、これくらい亀裂があるやうなものを、例えばほかのダムで同じやうな状況でも問題なく治水とかできた、そういう例があるのかどうか教えてください。

○河川課（岩永） この基礎処理工、カーテングラウチングというのは、ダム工事においては、通常普通に行っている工事でございます。ですので、全国の国土交通省所管の国のダムや県が施行しておりますダムについては、ほぼほぼこのカーテングラウチングという

のを行っておりまして、しないダムの方が珍しいというふうな状況ですので、そこでもうまくいってないダムというのは、ほばないというふうに考えております。

○大嶺副委員長 分かりました。

○友広委員長 ほかにございませんか。

○狩野委員 31 ページの事業の投資効果についてですけれども、今回の評価で効果のほうですね、便益のほうが前回の評価と比較しますと 135 億程度増加しております。プラス要因として書かれている流水の正常な機能の維持に対する便益の増加というところの詳しい説明と、もしそのほか便益のところで、このところが増加したという特筆するべきところがあれば教えてください。

○河川課（岩永） こちらの便益の増加についてですけれども、プラス要因のところで流水の正常な機能の維持に対する便益の増加というのがありますけれども、これはいわゆる不特定便益というふうに言われるものですが、これは国の事務連絡に基づきまして算出する方法がございます。具体的には不特定容量、流水の正常な機能の維持の目的のためだけにダムを建設した場合の費用、身替りダム建設費と呼ぶんですが、これをその不特定便益として見込むというふうな国の事務連絡がございまして、その方法によって求めています。

その建設費用を石木ダムの整備期間であります昭和 50 年から新工期の令和 14 年までの各年度に割り振って計上しておって、これを現在価値化しておるということで算出しております。

○狩野委員 そのほか便益の中で今回目立ってといいますか、増加した項目はありますか。

○河川課（岩永） 目立ってというのは、特にはないですね。

○狩野委員 もう一つ、今回新しく予算に入ったリスク対策費の 19 億ですけれども、これは B/C の計算の中には費用に充当されるんでしょうか。

○河川課（岩永） 見込んでおります。

○梅本委員 18 ページで、既に事業費として 210.4 億円執行しているということだと思いますけれども、そのうち用地取得とか家屋移転の費用としては、どのくらいの割合になるんでしょうか。

○河川課（岩永） 現在までの執行済みとして約 210 億円支出しておりますが、その中で用地及び補償費として約 110 億円ほどになります。

○梅本委員 もう一つ質問ですけれども、33 ページ、34 ページで代替案のことが書かれてますけれども、この代替案の概算事業費の中には、石木ダムの中止に伴う費用というのが含まれているのか。含まれているとすれば、その費用はどのくらいで、どんな費用なのかというところを教えてください。

○河川課（岩永） このダムの中止に伴う費用といいますのは、今現在中止をした場合に、利水者側の負担分ですね。これまで 210 億円、執行済みということですので、そのうち利水者側の 35%負担がございまして 75 億円ぐらいですかね、それぐらいについては利水者側に対して補償といいますか、治水側から補償をしなければいけないというような

形で見込んでおります。これは治水側につきましては、付替道路等はできているんですが、利水者側からすると水を取るということは一切できていないということになりますので、中止に関する費用を計上すると。これは先ほどのダム検証時における実施要綱の中にも、そういった費用を見込むようにということで書かれているものがございます。

○梅本委員 そうすると、代替案立案の概算費用それぞれには 75 億円分は中止に伴う費用として入っているということですね。

○河川課（岩永） 代替案につきましては含まれております。

○梅本委員 分かりました。

○大嶺副委員長 B/C のことをもう一度教えてほしいんですけど、便益のところ、例えば人口がどれぐらいというのが影響すると思うんですけど、B/C を求める時にどれぐらいの期間のことを考えているのか。人口が減少すると、将来的にそれが要らないのかどうか、その点を教えてください。

○河川課（岩永） 便益、B をはじく時のそういった資産というのは現在のものになります。現在の状況での家屋とか人口を基にはじいておりまして、将来にわたって B を出す時は、現在のデータで出すんですけども、現在の状況で洪水が起こった時に確率ごとに、例えば 50 年に 1 回の雨が降った時、100 年に 1 回の雨が降った時に浸水が想定される範囲の家屋とか農作物とかの被害額を計算して出しております。

なので、将来にわたっての人口減少とかそういったものは見込んでおらず、あくまでも現在の被害の軽減額を将来にわたっての社会的割引率というもので評価をしております。

○大嶺副委員長 分かりました。

○友広委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○友広委員長 それでは、お諮りをいたしたいと思います。

県のご説明がございました河川－4 の川棚川総合開発事業石木ダム建設事業については、対応方針（原案）は継続ということが示されたわけでございますが、この対応方針（原案）のとおり認めることでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○友広委員長 ありがとうございます。ただいまお諮りいたしましたとおり、対応方針（原案）のとおり、継続を認めることといたします。ありがとうございます。

以上で川棚川総合開発事業石木ダム建設事業についての審査を終わります。

続けて住宅－1 に移りますので、移動をお願いいたします。

○大嶺副委員長 コメントなんですけど、いろんな意見がある中で、過去の経緯を見ると、平成 25 年の公聴会の後はほとんど市民の方、住民の方との意見も行われてない。あと、今、ほかの方から技術的ないろんな意見が出ているので、それを県のほうは技術的な立場をもうちょっと説明が必要かなと思います。この委員会じゃなくて、別の立場で、別の会合で、そういうことをもっと住民との対話ができるような、そういうところを進めてほしいなと思います。

○友広委員長 続きまして、住宅－１の審査に入りたいと思います。

住宅－１ 立山地区住宅市街地総合整備事業についてご説明をお願いいたします。

○長崎市地域整備２課（原） 朝から説明漏れがいっぱいあったということで、改めてご説明をさせていただきます。

本事業については、住宅局の住宅市街地総合整備事業という密集型で事業を進めております。この目的が、住環境の改善、防災性の向上を目的として、例えば道路、公園、共同住宅の建替え、古い家、老朽住宅の除却とかを目的として進めている事業になっております。

画面に映しておるのが、今、長崎市で行っている住宅市街地総合整備事業の８地区のエリアとなっています。今回は立山地区ですが、ほかにも７地区やっております、同じように道路、公園、共同住宅であったりとか、あとコミュニティー住宅、市営住宅なんですけど、そういうものも終わっている場所もございます。

今回審議いただいております立山地区の図面になります。黄色の部分が道路になります。緑の部分が公園でございまして、建替え促進というのが青の点々で囲まれているところのエリア内ですね、そこで共同住宅の民間のほうで建てたいという時に補助する事業としまして建替え促進ということで事業費を積ませていただいております。実際に民間のほうで共同住宅を造った事例になっております。

ここは稲佐・旭地区になりますが、もともと稲佐・旭地区のこういう場所であったところに、このように共同住宅を建てて、市のほうで建替え促進として補助を出したというような事例になっております。

午前中の説明でコミュニティー住宅と共同住宅というのが、ちょっとごっちゃになっているような説明をさせていただいたんですが、建替え促進というのが共同住宅の民間の補助、コミュニティー住宅というのは、長崎市が市営住宅みたいな形で、道路とか公園とか、要は用地買収に伴って移転される方の仮住居として市営住宅を建てさせていただいたものです。

朝からの質問というのは、大体これくらいでしたか。もう一つありました。実際、今、用地交渉をしているんですが、１件、絶対反対者というのがおまして、これをどう今後考えていくのかというご質問があったというふうに聞きました。今、上のほうが途中で止まっていて、難航しているところで今止まっています。現在、下のほうから工事を進めておるんですが、今後、用地交渉を進めていく中で、どうしても相手さんが交渉に応じないということがあれば、どこかの時点で、ここは都市計画決定してない道路になりますので、すぐ土地収用法という形にはならないんですが、工事を進めるために色々な方法を検討したいと考えており、収用委員会にかけられる可能性もあると思っております。

説明は以上になります。

○友広委員長 今、ご説明をいただきました。ご意見、ご質問を受けたいと思います。

○大嶺副委員長 もう一つ、午前中話したのが、予算がどういうふうになっているのか、内訳みたいなものが、何にどれぐらいかかったのか、分かれば教えていただきたいと思います。

ます。

○長崎市地域整備 2 課（原） すみません、内訳はまだきれいにつくって整理しておりませんが、今まで一部、図面でいうと一番左のほうですね、ここが実際 100m ちょっと工事が終わっている区間になるんですが、ここが一番高低差があって、補強土壁、直壁の 10m 以上あるような構造物を造ってます。そこで事業費がかなり大きく増えております。実際、もともとこの事業費を出した時が、一般の構造物でメーターを掛けたような形で事業費を出しておりまして、実際かかってみたら相当やっぱり金額が上がってきましたので、それで今回、事業費を上げさせていただこうと思っています。最初の事業費の組み方が甘かったものと反省しております。

以上です。

○五島委員 質問なんですけど、2 車線という話で、3m・3m の 6m 幅の道路ですよ。ここまできてどうなるんですか、これ、ここでおしまいですか。

○長崎市地域整備 2 課（原） おしまいです。

○五島委員 これで行き止まりですか。

○長崎市地域整備 2 課（原） いえ、違います。歴史文化博物館があります。そこからずっと登って行って行き止まりのところがちょうど事業のスタートになっておりますので、歴史文化博物館から立山のほうに抜けるような道です。

○五島委員 車で行けるんですか。

○長崎市地域整備 2 課（原） 車で行けます。

○五島委員 車で通り抜けができるんですか。

○長崎市地域整備 2 課（原） 通り抜けできます。

○五島委員 行き止まりというところまでは 1 車線ですか。

○長崎市地域整備 2 課（原） 1 車線です。一方通行ではありません。交互ですが、4m 程度の道になっています。今回するのが、車道が 6m、歩道が 1.5m の道路を造ります。

○五島委員 一応両脇はつながってるわけですね。分かりました。

○梅本委員 一方通行じゃなくて双方から車が来た場合、どうやって離合するんですか。離合できるんですか。

○長崎市地域整備 2 課（原） 現況が、うちの道路がまだできてないので、行き止まりの道に今なってます。そこは車同士が、普通車同士だったら、ぎりぎり行かれるような造りなんですけど、大きい車とかだったら離合ができないで、地元の方は恐らく分かっておって、ある程度かわせる、一般の駐車場のところを利用させてもらったりとか、そういうことで多分今は交互に通行されていると思います。ただ、実際この道路ができたから下も広げるといったら、そこは広げませんので、状況は変わらないと思います。

○友広委員長 ちょっとお尋ねですが、道路が新しく 715m ですかね、できます。この計画の中で公園、広場ですか、整備しようということですけども、例えば、この道路ができることによって車を持っておられる方、おられない方もこの一帯におられると思いますけど、例えば共同の駐車場を設置するとか、車の駐車場とか利便性を確保する、そういう計画はないわけですか。

○長崎市地域整備 2 課（原） 一応公共の事業としてはそういう計画はありませんが、実際、ほかの地区ですね、道路ができているところもございますが、やっぱり駐車場として民間のほうで整備して 10 台、20 台ぐらい広いスペースを造ったような駐車場とかができている実績はあります。

○狩野委員 最初に私が質問した事業費の中に、事業概要の中に建替え促進 40 戸というのがあるんですけども、要はどういうことなのか。重点整備地区の範囲の中の 40 戸を建て替えさせるとか、建て替えてもらうのが目標だとか、事業概要にこれが載っていると、ちょっと違和感があるんですけど。

○長崎市地域整備 2 課（原） 住宅市街地総合整備事業の目的が、老朽建築物の除却とか、そういうことも事業の目的にされているものですから、そこでこのエリア内で共同住宅を造りたいというような申し出があった時に、うちのほうも一定補助をして共同住宅が建設しやすいような形で建替え促進ということで事業費を、それが 40 なのか、50 なのかということはあるんですが、一応事業費として今 40 という形での事業費の補助金で事業が進んでいるような形になります。ちょっと分かりにくかったですか、すみません。

分かるかどうか分からないですが、例えば、40 戸のマンションを造った時の補助金というような形の事業費を積んでおるという形です。ただ、場所で言ったら、このエリア内のどこでもいいですよという形になってます。

○狩野委員 その補助金も事業費の中に入っているということですか。

○長崎市地域整備 2 課（原） 3 分の 1 の補助金が入ってます。ただ、共同住宅というのは、あくまでも共同で使う部分に対しての補助金になりますので、例えばマンションの中で一緒に使う防災倉庫であったりとか、集会所であったりとか、あと共同で使う広場であったりとか、そういうことに対しての補助金という形になってます。

○狩野委員 どうしても先ほどの事業費の増加のところですが、この 7 億円が当初の予算というか、算定がちょっと少な過ぎたというか、他の事業を見ても、少なくともハード面とソフト面といいますか、人件費で幾らぐらいとかですね、建物とかハードの分で幾らぐらいのことはやっているんですよ。

どうしても、ただそのまま総事業費で 7 億増えましたよというだけの説明でいいものなのか、ちょっと私どもも、ほかの事業と比較した場合に、余りにも少しざっくりした説明なんじゃないかなというのが正直なところなものだからですね。果たして、こういう形で我々としてもオーケーと言っていいものなのかというのがちょっと悩むところなんですけどね。そのあたりは数的に算出する時に、7 億という数字を算出する時に何らかの計算根拠があって出ているわけで、それを、示してもらうことは難しいでしょうか。

○長崎市地域整備 2 課（原） 実際、今まで道路事業費として使った額と、今後使うであろうという額ですね。そこを本来ちょっと示さないといけないかなと思うんですが、そこまでちょっと資料をつくりきれてないというのは申し訳ないと思っております。

○大嶺副委員長 それと、先ほどの計画の中で多分ほかの方もよく理解してないのが、ほかの事業が幾つかあったんですけど、最初のスタートって、道路しか計画がなくて、道路ができた後に住民と話し合って、あるところだけ共同で何か造るとか。それと、ほかのと

ころは最初からここにコミュニティーみたいなものとか何を造るとかというのは最初から案があったのか。今回は、これは公園とか広場ですけど、そういうところがよく分かりにくかったのかなと。

○長崎市地域整備 2 課（原） まず、最初に事業計画をつくる時に、それぞれの地区ごとにまちづくり協議会というのを立ち上げて、その中でこの地区をどういうふうな形で住みやすい場所にしようかというような協議会をまずつくって、その中でここに道路を造りましょうとか、ここに公園を造りましょうとか。ただ、共同住宅に関しては、あくまでもエリア内で皆さん、好きな人と言ったらおかしいんですが、近所の方が集まって一緒に建て替えしましょうかという時に合わせたつくったところになるので、エリア自体がふわっとしたような、重点区域内ならどこまでもいいですよみたいな形でしか協議会でも決めないというような形になってます。

○友広委員長 お尋ねですけど、今日、結論を出すのは難しいと思うんですけど、今、事業を進められておりますので、例えばこれを継続にするとか、現地調査等詳細協議にするとかした場合に、事業の進捗に影響はありますか。

○長崎市地域整備 2 課（原） 令和 6 年までで事業期間が終わりますので、7 年度以降もずっと、今、用地買収が 9 割方終わって、いまからずっと工事を進めていこうと思ってますので、継続して事業期間を延ばさないと住民の方にも迷惑をかけるのかなと思ってます。

先ほどの事業費の話ですが、もともとほとんどが通常の間知ブロックといいますか、練積みブロックですね、そういうことで当初考えておった部分もあって、それを直壁とかに変えて事業費が上がったというのも原因の一つであります。

○友広委員長 ちょっと休憩しましょうかね。

○長崎市地域整備 2 課（原） もし第 3 回目があるような話であれば、その時にある程度事業費の根拠とか示して審査していただければなと思います。

○五島委員 この案件の一番の問題は、コミュニティーハウスとか地域の活性とか、そういうことが一番最初に書いてあるんですね。その割に道路だけで、この道路がどういうふうにこの道路の周りのコミュニティーに寄与されるのかというのが見えない。だから、こういう場合は、もう少し全体としてのマスタープラン、道路だけ造って、あとは全部他力本願みたいなそういうのだと、ほかの人たちが何もやらなかった時はどうなるのみたいな、そういう懸念がありますので。だから、もう少し具体的なプランニング、計画みたいなのを添えて提出していただくと、この道路ができた次はこうなるのね、この道路はこういうふうに使われていくのねというふうに見えるといいと思います。

○長崎市地域整備 2 課（原） 実際、ほかの地区でもそうなんです、道路ができれば、その周辺部というか、大体建替えですね。例えば、今までは人力でしか、家とか普通の木造しかできなかったのが、ユニットハウスじゃないですけど、そういう箱物住宅も建てたりするので、やっぱり住環境自体は相当変わると思います。ただ、そういう凡例を今回お示しできなかったのも事業自体が、確かに道路と公園の事業なのかというふうに勘違いされる部分もあると思いますので、次回までにその辺も整理させていただいて、またご審査いただければなと思います。

○友広委員長 長崎市さんのほうから準備をさせていただくということですので、第3回の委員会を開催するということにして、今日はこれで終わらせていただきたい。そして、現地調査と詳細審議を行うということにさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。お忙しいと思いますが、これも一つの仕事と思ってご協力いただければと思います。

そういうことで、また県の事務局とも資料等の作成については打ち合わせていただいて、準備が整ったら、できるだけ早い機会に第3回の委員会を行うということにさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○長崎市地域整備2課(原) 本当にせっかく集まっていたのに我々の資料不足で申し訳ございませんでした。次回はしっかり準備したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○友広委員長 どうもありがとうございました。

では、これで今日の委員会審議は閉じたいと思っております。長い間、お疲れさまでした。

事務局からご連絡があればお願いします。

○事務局(金子) 今後の予定ですが、この案件について現地調査及び詳細審議が必要になりましたので、その日程については、後日、調整させていただきます。

以上で審議は終了しますけれども、委員の皆様におかれましては、長時間ありがとうございました。

本日の議事内容につきましては、議事録並びに議事要旨を作成し、委員の皆様にご確認をいただいた上で公表したいと思いますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

3、閉 会

○事務局(金子) 以上をもちまして、令和6年度第2回長崎県公共事業評価監視委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

— 午後 4時19分 閉会 —